

## 十七世紀の福建寧化県における 黃通の抗租反乱（三）

森 正 夫

### 目 次

#### はじめに

- I 十七世紀の福建寧化県における諸反乱の展開過程
  - 1. 崇禎十二(1639)年まで
  - 2. 崇禎十三(1640)年から康熙三十二(1693)年まで〔以上本稿(一)〕
- II 長閏——佃戸の集団としての側面を除く——及び閥連諸集団の存在形態
  - 1. 農村の反乱
  - 2. 郷の豪にして力有る者——郷豪・土豪
  - 3. 在城黃氏と在郷黃氏
  - 4. 商業と郷豪・土豪
- 小 結〔以上本稿(二)〕
- III 十七世紀の福建・江西・広東省境地区江西側における抗租反乱の展開
  - 前 言
    - 1. 石城県における抗租反乱
      - ① 前 史
      - ② 順治初年の抗租反乱
      - ③ 三藩の乱期への反乱の継承
      - ④ 石城県抗租反乱の特徴
    - 2. 瑞金県における抗租反乱
      - ① 前 史
      - ② 順治初年の抗租反乱
      - ③ 三藩の乱期・十八世紀初頭への反乱の継承
      - ④ 瑞金県抗租反乱の特徴
    - 3. 寧都県における抗租反乱
      - ① 前 史
      - ② 順治初年の抗租反乱
      - ③ 金王の変期の反乱
      - ④ 三藩の乱期・康熙二十年代への反乱の継承
  - 小 結

### 前 言

十七世紀四十年代の半ばすぎ、明朝崩壊直後の福建・江西・広東省境地区では、田主に対する佃戸の封建的性質をもつ生産物地代の収奪に抵抗する闘争として認識されてきた抗租が、新旧の王朝国家の機構と在来の社会秩序とに対する反乱としての様相を帶びていた。こうした抗租の反乱化、抗租が、民衆の反権力・反秩序暴

動の中核となるという事態は、同じ時期の全国的な、あるいは華中華南の民衆反乱の中では、比較的例が少ない。

本稿(一)においては、省境地区福建側の汀州府寧化県で、黄通指導下の集団「長閥」が組織した「田兵」による抗租反乱について、その展開過程をたどり(一)，集団「長閥」の存在形態の特徴をみてきた(二)が、以下の本稿(三)では、省境地区江西側の抗租反乱について検討する。抗租反乱とは何であったのか。なぜ抗租反乱なのか。これらの問題を追求していきたい。

なお、筆者の不明により(一)の稿了から満五年、(二)のそれから満四年の歳月が過ぎた。問題関心の基底は不動であるが、当初の執筆計画や草稿の不備により、(一)で提示した篇別構成を変更し、(二)で予告した寧化県の長閥の「抗租する集団としての側面」を終章に移すことになった。御海容を乞いたい。

十七世紀の40年代、明朝の中央権力が瓦解し、清朝権力の支配が緒に就きはじめるまでの数年間、福建、江西省境の分水嶺、武夷山脈の西側、江西贛州府属の石城・瑞金・寧都の諸県においては、福建寧化県の場合と同じく、武装形態をとる抗租反乱があいついだ。反乱は、70年代の三藩の乱期にも再び盛り上り、十八世紀に入ってもその影響は持続する。

各県の反乱集団の活動は、それぞれの県を舞台として行なわれただけではなかった。これらの反乱集団は、県境、省境を越え、主体的に連携をとりながら、武装抗租を展開していった。

もちろん、「巖邑」(<sup>どうしり</sup>『同治瑞金縣志』)、「四山鬱確」(<sup>どうしり</sup>『順治石城縣志』)といわれるよう、上記江西側諸県は、福建寧化県と基本的に共通した、山岳地帯としての自然条件をもち、さらに前章で見た寧化・石城両県の場合のように、相互に客商の往来する交通ルートで結ばれるなど、歴史的・社会的条件における密接な関連性・共通性をもっていた。しかし、他方で、あたかも、寧化の九竜溪に対し、石城は琴江、瑞金は綿水、寧都は梅江というごとく、これらの県城のほとりを流れる河川がそれぞれ異った名前をもっているように、省境・県境をはさむ各県の歴史的・社会的条件に一定の差異が存することはいうまでもない。各県の地方志の抗租反乱についての記録の表現にみられる共通性と個性は、抗租反乱相互間のそれを象徴している。

以下、石城、瑞金、寧都三県の抗租反乱の具体的な展開過程を明かにし、省境地区各県の抗租反乱のもつ特殊性と共通性、それらが全体としてもつ社会的性格を問い合わせ、その歴史的性格を総括する手がかりとしたい。

## 1 石城県における抗租反乱

### ① 前史

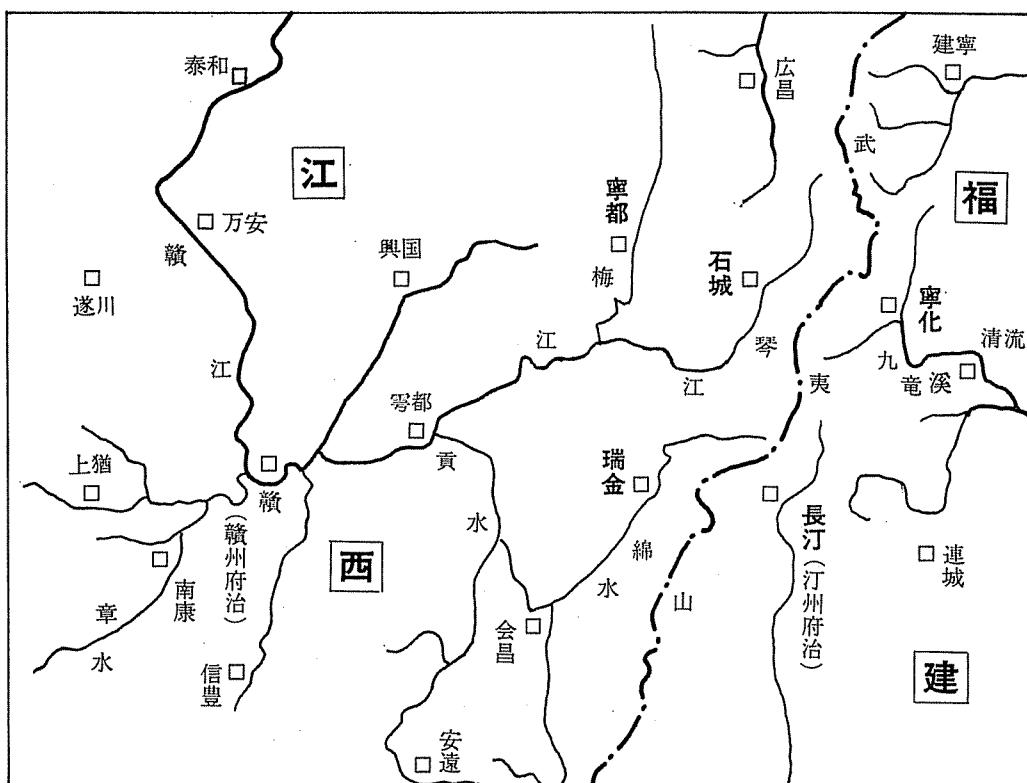
『順治石城縣志』卷八・紀事によれば、石城県における明初以来、十七世紀に至るまでの「寇」「賊」と称される集団の活動には福建寧化県と同様、三つのピークが見出される。十五世紀半ば近くの鄧茂七の反乱から、この世紀の87(成化23)年における江西信豐県の石口の「賊」陽九竜、福建武平県の「賊」劉昂らの侵入までを第一期、十六世紀に入って、1510(正徳5)年から1557(嘉靖36)、1561・62(嘉靖40・41)年にいたる廣東、福建を中心とする諸集団の一連の来県

十七世紀の寧化・長汀(福建)及び石城・瑞金・寧都(江西)各県附近略図

府・県名は、『明史』地理志による。

□は県治。

・――――は省境。



『中華人民共和国分省地図集』(1974・北京・地図出版社)  
を参考にして作成。

が第二期、十七世紀に入り、1640年代半ばから70年代にかけての諸反乱が第三期である。寧化県の第三期には、1627(天啓六)年以来、1640年代、崇禎末年にかけての県内外の諸集団の活動が記録されているが、これに対応する活動は石城県の記録にはない。また、黃通の抗租反乱の一契機をなしたとして、寧化県側で記録されているところの、市場の利益をめぐって崇禎末年に行われた、同県の李留名・李簡兄弟、黃流名・黃通父子や寧文竜らの集団連合と、石城県民温氏との武力抗争〔本稿(一)12~13頁、(二)18~21頁〕も、石城県側の記録にはない。

## ② 順治初年の抗租反乱

石城県における第三期は、順治二(1645)年、すなわち、この県が、福建の南明唐王政権の影響下に入り、隆武元年と年号を改めた年に起った、吳万乾の率いる抗租反乱に始まる。

以下、順治年間（1644～1661）については、内容的には康熙十六（1677）年の記事をも含むところの、順治十七（1660）年刊『順治石城県志』巻八・紀事の記載を、傅衣凌「明清之際の“奴變”和佃農解放運動——以長江中下游及東南沿海地区為中心的一個研究——」（『明清農村社会経済』前掲）に引用された『乾隆石城県志』巻七・兵寇の照應箇所を参照し、補訂しながら用い、さらに、上記順治『県志』巻五・官秩の記事にもよりつつ叙述する。

乙酉の年（順治2年、1645年）九月、石城県城から琴江沿いに約5.2キロ下った、同県石馬下の吳万乾は、「永佃」——耕作権の確立を提唱して、「田兵」を組織した。「田兵」とは、本稿（一）・（二）で述べた寧化県、本章次節で見る瑞金県の「田兵」の存在形態と同様、佃戸を主体とする農民の武装集団であると考えられる。この県では、旧来の慣行として、田主が小作料（←租）一石ごとに一斗のめべり分（←耗折）を附加徵収し、これを「桶面」と名づけていた。吳万乾は、この桶面を除去するというスローガンをかけ、（←借除桶面為名）「佃戸を糾集し、田兵と号称した」のである。佃戸は万乾に「愚弄」され、その呼びかけに応じた。吳万乾ら田兵側は、当初は桶面の除去だけを要求していたが、つづいて、小作料の定額（←正租）自体についても、その七・八割しか納入しないことにした。「強悍なる霸佃」は、佃戸の中に共同のとりきめに従わない者があれば、すぐにとらえて県城の中に放りこんだ。

吳万乾ら田兵の闘いの対象である石城県の「大戸」は、その多くが、もともとこの地に「土著」して〔勢力を張って〕いた（←石〔城〕大戸為多）。吳万乾は、彼らに勝つことができないのではないかと恐れ、「客綱の頭目」の鄭長春、李誠吾、連遠侯らと聯合し、「党を結び衆を惑わし」て、一つの組織を結成した。田兵と客綱とのかかる聯合組織は「綱義約」と名づけられた。ここにおいて、「寧都、瑞金、寧化等の客戸」が糾合され、石城県の田兵を支援する体制が整えられたのである。この年だけで、この聯合勢力は、石城県城を攻撃すること六回に及び、県城の周辺地域（←城外）と上水郷村とはほとんど焼きつくされてしまった。巡檢司の建物もともに焼かれた。<sup>4)</sup>

この石城県抗租反乱における「客綱」について、傅衣凌は、「城市行会制度」（都市のギルド制度）の影響を見出し、商業行会（商業ギルド）の形式が採用されていると推論している。「福建、江西、廣東三省の人々は、明代において、いずれも商業活動に長けていることで知られる」、「福建江西の山岳地帯について言っても商人の数は少くない」などといふ、その傍証のための彼の言及とあいまって、重要な見解であるが、ここで「客綱」自体の存存形態や役割についてはまだ分析がなされていない。ここでは、ひとまず、この組織が、省境地区の寧都、瑞金、寧化等諸県の「客戸」、すなわち、それぞれの県への移住民を構成要素としていることに注意しておきたい。

翌丙戌の年（順治3年、1646）年五月三日、福建寧化県の黃通指導下の田兵の県城攻撃に先立つこと一ヶ月、「賊首」吳万乾は、「賊」一万余人を率いて、県城に攻撃をかけた。『順治石城県志』巻三・戸口によれば、崇禎五（1632）年の黃冊に登録された民戸はわずか973戸、人口は

6330口である。攻城軍1万余人が、当県にとっておびただしい人数であったことはたしかであり、そこには「綱義約」のような聯合組織の存在が想定されねばならない。

しかし、この時、県城の城壁の上から、「大将军銃」が放たれた。「賊」の騎馬嶺及び厨嶺に駐屯していたものは、これに撃たれて死亡した。その数はおびただしいものがあった。「賊」は五月十日早朝、上水地方に退却した。県城内の「土著」の「大戸」(←城中著戸)は、「賊」を追撃してその大半を殺害した。

福建汀州府が清朝の支配下に入ったこの年九月以降、この府に新知府として着任した李友蘭〔本稿(一)18頁〕は、同府長汀県の主簿李尚智を石城県に派遣した。李尚智は当地の人民に告諭して薙髮させ、明朝時代の官印と帳簿を收め、代理知県とさせた。石城県は、この時以来、清朝の年号を受け入れて順治三年と称することになった。

翌順治四(1647)年五月、清朝の新しい知県代理方尚賢が着任する。吳万乾はこれに多額の賄賂を贈り会見を「乞うた」。だが方はこれを受けることを拒否した。そこで吳万乾は石馬寨に根拠地を置き、「賊」を糾合して「藪を作っ」た。五月十日、方尚賢は清軍の出動を要請し、吳万乾らの勢力を剿滅しようとした。この時派遣された清軍の將官侯天籠は、騎兵歩兵数千人を率いて石馬寨を包囲し、吳万乾の子吳鶴を射殺した。吳万乾は寨を降りて逃走し、寧化県の境域内に隠れたが、まもなく寧化県当局により逮捕・殺害された。吳万乾の死体はさらしものにされ、その一族も処刑された(←暴陳其尸、波害一族。万乾子滅家□、身戮族辱。後之人戒之)。

かくして、吳万乾の起した抗租反乱は、一年半にして清朝権力の手で鎮圧されたのである。

しかしながら、石城県における清朝支配は、寧化県の場合と同様に、康熙十三(1674)年の三藩の乱の勃発後、少くとも三年を経過するまでは安定せず、県下では、県内外の反乱集団の活動が続けられる。この間、寧化県の抗租反乱を指導した在郷黃氏の率いる集団の県内進入も行なわれた。〔本稿(一)・(二)参照〕。

順治五(1648)年一月、江西の省都南昌で、清軍の副将王得仁と総兵金声桓が清朝に反逆し、南明の廣東桂王政権を支持してその永曆の年号を奉じた。いわゆる金王の変である〔本稿(一)20頁〕。この情勢下、二月には安恪王なる者が県城に入り、四月、「番天の賊」を招いて城内を擾乱したのち、廣東の境域に入っていった。五月には、金声桓から石城知県に任命された田廣業が、南明永曆政権の県印を受領して着任した。同月、廣東の「賊」黃昌の率いる集団が県城に駐劄し、「殃を為すこと月余」に及んだ。八月には、廣東の「賊」黃徽胤がその甥黃士英とともに県下の通天寨に入り、七年二月まで占拠を続けた。

南明永曆政権による石城県の支配は、順治六(1649)年四月半ばまで続き、以後、再び清朝権力による支配が始まった。六月には郭自修が、清朝から知県代理として派遣されるが、県内ではその「威令は行われること莫く」、むしろ郭の来任以来、「強、弱を凌ぎ、衆、寡を暴い、土著、又党を結び族を聯ね、乱に乗じて横行する者有り」という状況が見られるようになった。かつて

吳万乾に「田兵」として組織され、また各県の「客戸」との聯合組織「綱義約」の構成者となつて抗租反乱を行つた勢力の、この時点における動向は、資料には直接的な形では記録されていない。しかし、注目されるのは、不安定な王朝支配の下での上記の如き社会秩序の混乱は、黃通が「長閥」を結成し、「田兵」を組織して抗租反乱を起した時期の寧化県について記録されているところの状況、すなわち「社党を競いて立て、目に有司無し」、「土豪、諸郷を牢絡す」という状況と類似していることである。〔本稿（二）19頁、25頁参照〕石城県のこの場合における「強」と「弱」、「衆」と「寡」の対抗、「党を結び族を連ねる」ところの「土著」の「横行」などが、それぞれ具体的に何を指しているかを傍証する資料はないが、抗租反乱の気運は、まだ濃厚に残っていたのではないか、と考えられる。

この年冬の石城県内には、広東の「賊」黃士英がいぜんとして通天寨に駐留しつづけているほか、明の敗兵集団で清朝への敵対をつづけていた四營軍〔本稿（一）22頁〕の最も強力な指揮者張自盛（←流賊張自盛）の率いる集団が、11月27日、寧都県から来て東竜に駐屯した。一夜、県城内の「大戸」「小戸」は、張自盛の攻撃を受けた。殺害され、あるいは捕虜にされるもの多数であった。城内の家屋は、その翌日、黃士英に焼きつくされた。

順治七（1650）年八月、知県董應眷の着任以来、清朝権力はこの県における支配の確立につめた。翌九（1652）年には、土地の丈量もなされた。喪によって董が去り、贛県県丞吳道焜が知県に着任した順治十（1653）年には、儒学が復興され、社長の選任、郷約の講読、土地丈量証書の支給などが行われた。しかし、清朝権力の支配は必ずしも安定するに至らなかった。この年、吳道焜に次いで着任した知県郭堯京は、順治十二（1655）年までの間に、瑞金県の「大盜」陳其倫を斬首、同じく瑞金県羅漢岩の「劇寇」許勝可らを防禦〔次章参照〕、さらに、黃通死亡後、寧化県のかの長閥の中枢をなす黃氏一族の長となった黃允会〔本稿（一）・（二）参照〕を県の東閥で撃退するなど、つねに県内に入る周辺の反乱集団への対応に迫られていた。

順治十二（1655）年十月、上記寧化県の黃允会が、清朝権力によって殺害され、翌十三（1656）年、その兄弟たちも殺害され、あるいは同県から逃亡する。〔本稿（一）・（二）〕同県では、また、十三年、婦人の指導する腰条教という宗教結社が清軍に弾圧され、以来、反乱の動きはしばらくとだえる。〔本稿（一）〕石城県でも、反乱の動きはしばらくやむ。

### ③ 三藩の乱期への反乱の継承

およそ二十年ののち、康熙十三（1674）年、三藩の乱が起り、三藩の一つ、福建の靖南王耿精忠の蜂起の影響がこの省境地区に及ぶと、寧化県では、長閥の「殘党」による県城攻撃が行われ、ふたたび「郷寇」——反乱する農村部の民衆と「郷兵」——県城の住民による武装自衛組織との対立が起った〔本稿（一）27・28頁〕。『康熙寧化県志』卷七・寇變志では、順治十七（1660）年十月、石城県内の塘下で清軍に逮捕殺害されたと述べられている黃氏一族の黃冬生（允会の

兄)が、石城県側の記録では、この康熙十三年八月十七日、寧早という者とともに石城県に侵入し、一万余人の「衆」をひきいて、約二十日間、県城を包囲攻撃する(『順治石城県志』卷五・官秩の署県李徳明、典史王維威についての記事。康熙十六年十月初二日に県の「紳衿」黃選、賴舜らによって加筆された部分)。寧化県における長閏の活動が、この年、三藩の乱に際して再び前面に出てくることから推せば、黃冬生は、実際には清朝権力によって殺害されることなく、ひそかに長閏の指導を持続していたものとみなされる。三藩の乱の勃発を契機に、石城県下でも、八月の黃冬生らの県城攻撃に先立ち、清朝の権力に敵対する頗著な動きが開始されていた。これらの動きは前記順治『県志』の加筆部分、及び『道光寧都直隸州志』卷十四・武事志に記録されている。

この年三月、耿精忠が挙兵すると、その「党」で福建汀州府長汀県の人呉八十は、石城県の藍田に駐屯して「乱を作し」、五月、「衆を挙げて」石城県を包囲、三日後、これを解いた。その後、寧都の曾若千(北村敬直は生員と推定している<sup>7)</sup>)は、耿精忠と通じて自から総兵と称し、(←自署総兵)、「衆を率いて」石城県に侵入し、長江に駐屯した。この時、県内には、三藩側に立つ福建汀州府の賈振魯が県城南郊の塔下に、高某が山川背に、呉八十が觀嶺・騎馬嶺に、そして「汀州〔府寧化県〕留猪坑の積寇」黃冬生が郭北にそれぞれ駐屯していた。

黃冬生、賈振魯、呉八十等は、石城県城を包囲すること三日、六日十五日にこれを陥落させた。曾若千は、移動して、出身地の寧都県を攻撃した。しかし、ほどなく、清朝の贛州総兵官(←贛総戎)劉進宝が兵士を率いて石城県に到着し、賈振魯を破ると、黃、呉ら他の集団は逃走した。七月初旬、劉は石城県城に入り、避難していた県城の住民を呼び戻し、贛州府の照磨李徳明を知県代理に任命した。だが、この一ヶ月後の八月には、先述した黃冬生と寧早の二十日間にわたる県城包囲攻撃が行われるのである。

九月三日、清軍の来援の下に、石城県当局は、黃冬生・寧早の包囲を解き、彼らを撃退した。にもかかわらず、十一月には、〔三藩側の〕將軍を名乗る陳益俊が数千の「賊」を率いて、県下下水に駐屯した。知県代理(←署県)李徳明は、郷勇を率いて陳を殺害し、この反乱集団を敗るが、これに続いて、県内では、「雀符、四もより起る」といわれるほどに反乱集団の活動が盛んになり、翌十四年に及ぶ。

康熙十五(1676)年二月、陳長生・寧早などの諸「賊」は通天寨を占拠し、三藩の耿精忠軍の將軍劉應麟とともに、数万人の兵力で県城を包囲攻撃した。石城県の三藩側への降伏によって、三藩側の攻撃が贛州府〔城〕まで波及することを恐れた代理知県李徳明ら清朝側は、これと激しい戦闘を交え、県城を確保しあえた。四月、劉應麟軍の蔡某は、寧早とともに再び県城を攻撃した。しかし、李徳明は、清軍、郷勇とともにこれを撃退し、大きな損害を与えた。

石城県における1645年以来の諸反乱についての記録は、三藩の乱の鎮圧を以て終っている。これらの反乱は、抗租を文字どおり表現するところの「永佃」・「桶面を除け」などのスローガン

をかかげ、定額地代の自主的削減を行った吳万乾統率下の「田兵」の蜂起を除いては、石城県における清朝権力の支配に反対し、それを打倒することを基調としているかに見える。しかし、こうした反清的様相をもつ諸反乱の集約でもあり、典型でもある三藩の乱の時期においても、反乱は固有の社会的基礎をもっていた。実は、康熙十三（1674）年、三藩の乱と呼応して起った、清朝支配に敵対する石城県内の反乱には、明らかに抗租反乱としての側面が見出される。日本に現在せず、傅衣凌前掲論文の引用のみによって知りうる、『乾隆石城縣志』卷七・兵寇の記事においては、康熙十三年五月と六月の二回にわたって石城県城を包囲攻撃した吳八十が、黃通、吳万乾の指導した抗租反乱の担い手や組織を意味するところのかの「田兵」という語とともに登場する。吳八十は、省境地区で三藩の乱に呼応した諸反乱がいっせいに起るこの年に先立つこと四年前、康熙九（1670）年、すでに活動を開始していた。

「邑(石城)の下游の賊首吳八十<sup>姓(も)と福</sup><sup>姓(も)と建</sup>の入なり、衆を率い、城を囲むこと三日にして解き去れり。是れより先、吳八十は、陳長生、孔昌等とともに、康熙九（1670）年庚戌、河左坑に穴みて田兵<sup>穴</sup>を起し、永佃に借りて名と為し、碑を抬ぎて県門に直堅り。知県寧〔某〕捕治する能わず、以て蔓延するを致す。是の年の春に値り、閩……已に耿<sup>ママ</sup>慧<sup>タマ</sup>に属す。石城、閩に界す。長汀吳八十等、遂に藍田に屯して乱を作す。(中略)……森)六月初四日に至り、賈逆、河南の塔下に屯し、逆〔賊の〕中軍高〔某〕、山川背に屯す。田賊吳八十等、観嶺、騎馬嶺に屯す。寧化県留猪坑積寇黃冬生、郭北に屯す。城、遂に六月十五日を以て陥ちいる。」

この引用のように、吳八十は、石城県の属する江西贛州府に隣接する福建汀州府長汀県の出身者であり、石城県に来て、県下の河左坑に「穴」んだという。「穴」とは、人が本来の居住地ではないところに住みつく、そこを巣窟とする、隠れ住むというニュアンスをもつ語である。ここには、この記事を書き遺した県の士大夫層が、一種の反体制的移住者として吳八十の存在を認識していたことが示されている。移住先の河左坑において吳八十は、かつての吳万乾と全く同様に、「永佃」——耕作権の確立をかかげ、「田兵」を組織した。吳八十は、さらに県城の門の所に、彼らの要求を慣行として定着させるべく石碑を立てている。このように大胆な公然たる挑戦を、清朝権力と県の田主たちに行なったにもかかわらず、知県が彼を逮捕しえず、逆にその影響が県内に「蔓延」したことは、吳八十が、「永佃」の要求をともにするところの佃戸を主体とする県内の民衆——直接生産者農民を主たる構成要素とする民衆から、いかに大きな支持をえていたかを示している。「邑の下游の賊首」としての吳八十の反清蜂起は、「田賊」の指導者としての吳八十が、田主にたち向うこの民衆のエネルギーを結集することによって行われたのである。佃戸を主体とする民衆にとって、他方、三藩の乱の一環としての反清武装蜂起への参加は、旧来の租佃（小作）慣行を堅持する田主に抵抗し、この慣行を支えている既存の社会秩序を打破して、「永佃」の要求を実現する方途として直覚されていたのではないか、と考えられる。こうした想定を行うのは、吳八十のような存在が他にも見出せるからである。先の康熙十五年二月の石城県城包

囲攻撃の「賊」として名前をあげられている陳長生は、乾隆『県志』の上記引用箇所によれば、福建からの移住者である吳八十とともに、河左坑を根拠地として「田兵」を起した人物に他ならない。三藩の乱期の石城県においては、反清と抗租との不可分の関係、反清蜂起が抗租反乱として展開している状況を垣間見ることができるのである。

さらに注目すべきは、かつての吳万乾の蜂起に際し、省境、県境をこえて、「綱義約」が結成され、この聯合組織を通じて、省境地区諸県の「客戶」による支援体制が作られたように、今回の吳八十年の石城県城包囲攻撃にも、先述した寧化県の黃氏一族の生残り黃冬生が、「寧化県留猪坑の積寇」として参加していることである。こうした例は、さかのぼって、順治四(1647)年の瑞金県抗組反乱においても見られる。すなわち、次章で見るよう、当時の石城県の「田賊」廖須明は、寧化県の黃通と盟約関係を復活させ、瑞金県の「田兵」の同県城攻撃を支援している。廖須明は、この攻城の敗北の後も、田兵の残存部分を、石城県内の自己の本拠地にかくまっているのである。

#### ④ 石城県抗租反乱の特徴

それでは、以上にその展開をたどってきた石城県の抗租反乱について、重複を犯しつつ、二、三の特徴を指摘しておこう。

第一は、「客綱」「客戶」という存在の果した役割が大きかったことである。吳万乾の蜂起に際して、石城県の「田兵」の勢力を強化するために、吳が連携をとった「客綱」、この時、吳が「客綱の頭目」と結んで作った「綱義約」という組織、及びこの「綱義約」に糾合された「寧都・瑞金・寧化等処の客戶」なる移住民については、上述した以上の史実を示す資料はない。しかし、石城県の「田兵」と、「客綱」を通じて組織された他県の「客戶」との共同闘争が可能になったのは、石城県の「田兵」を構成した佃戸自身が単なる「土著」の民ではなく、この地の「客戶」——移住民であったからではないか。あるいは、「客綱」が日常的に佃戸の生産や生活と何らかのコンタクトをもっていたからではないのか。もちろん、「客綱」が、商人の組織なのか、あるいは運輸労働者の組織なのか、「寇」「賊」などの反乱集団乃至反社会集団をも含めた各種各層の「客戶」の組織なのかを直截に表現した資料はない。また、福建、廣東、廣西などの特定の地域に故郷をもつ同郷集団である可能性もある。検討を避けなければならない。確認しておかねばならないのは、民間の武装組織であるということ自体が当該の県の在来の社会秩序にとって敵対的性格をもっていた「田兵」とは異なった仕方ではあるが、「客綱」という組織もまた、いわばヨコの結合体であり、当該の県の既存の、いわばタテの社会秩序にはなじまない存在、かかる秩序との矛盾をはらんだ存在だったとみなされる点である。

第二は、石城県の抗租反乱が、同時期の福建汀州府寧化県における抗租反乱の組織者であり、福建西北部の諸県にも影響の及んだ「長閔」の結成者・指導者であった黃通、及びその繼承者で

ある黃氏の兄弟、汀州府長汀県の人吳八十など、一連の福建人との連携をもっていたことである。隣接しているとはいえ、この時期の省境地区における抗租反乱が、県境・省境を越えた広がりをもって展開されていることの意義は小さくない。この地区での抗租が、個別的な生産関係における地代収奪をめぐる抗争を超えた農民反乱としての性質を帶びていることを、この連携的展開は示している。

第三に、石城県抗租反乱の指導者吳万乾に一種の土豪的性格が推定される点である。吳万乾についての詳細は明らかでない。ただ、吳万乾の処刑に際して一族がともどもに「辱かしめられた」事実の中に、寧化県の黃通を支えた在郷黃氏集団と同様の同族的結合の存在がうかがわれる事、吳万乾処刑後も、清朝権力の容易な確立を妨げたところの党——地縁集団や族——同族集団の「横行」という事実の中に、黃通の反乱に対して南明政権や在地読書人李世熊の洞察した事態と共通する点があること〔本稿(二)7頁、13頁参照〕、これらによって上記の推定が導かれるのである。

第四に、言うまでもないが、この県の抗租反乱が、明朝中央権力の崩壊、清朝の華中・華南支配の未確立という政治情勢の中で起ったことである。資料は、順治四年以降のこの県の諸反乱について、それが新たな権力としての清朝の支配に対する抵抗であった事実を示している。しかし、反乱主体の側の政治権力のあり方そのものに対する認識・構想は、清朝だけでなく、旧明朝、南明・三藩の場合をも含め、必ずしも明らかではない。また、本章の初めに述べたごとく、当地区における明朝支配の崩壊の一つの潜在的な力となった、明末の「寇」「賊」と称される反乱集団の動向については、この県の場合には明らかではない。

石城県抗租反乱に特徴的な諸現象については、以上のようにその内容・意義にわたって与えられた資料の範囲では、不明な点が少くない。これらについては、瑞金、寧都両県における抗租反乱の展開形態を参考しながら検討を続けたい。

## 2 瑞金県における抗租反乱

### ① 前史

瑞金県は省境地区の江西側にあり、石城県の南方に位置する。武夷山脈を福建側に越えれば、汀州府治の所在地長汀県に近い。他方、この県は、「瑞金、地、閩粵に界し」(『康熙瑞金県志』卷三、兵防)、「瑞……閩粵の衝に当たり」(『同治瑞金県志』卷十六・兵寇)といわれるよう、直接境を接していない廣東とも密接な関連をもつ地域であった。江西から廣東、福建へと抜ける交通路に位置していたためと考えられる。<sup>8)</sup>

明初以来のこの県における反乱の歴史が、「閩寇」「廣寇」と称される福建・廣東両省の反乱集團の県境侵入という形で、主として展開されているのは、こうした条件と無縁ではない。

瑞金県では、洪武十八(1385)年の「廣寇」周三官の乱以来、十五世紀の末までは、成化二十

(1484) 年の「廣閩流寇」の入境が、後述するこの県の地志の上では、唯一つの記録に残るものであった。

しかし、いわゆる全中国的な規模での明朝支配の第二の危機〔本稿（一）7頁〕に対応して、十六世紀前半期には、情勢は一変する。弘治十八（1505）年以来、嘉靖四十二（1563）年まで、「閩寇」一次、「廣寇」五次、「江西安遠県の賊」一次、県内の「賊」一次、計八次にわたる反乱集団の活動が、地志には伝えられている。

十六世紀の65年以降、十七世紀の30年までは、地志の記録は空白となる。地志によれば、1631（崇禎四）年、「廣賊」鍾凌秀〔本稿（一）8～10頁〕の県下南岡駐屯以来、第三の危機に対応する活動が、いずれも「廣賊」——廣東の反乱集団によって展開される。1632（崇禎五）年には、鍾凌秀の集団が、1642（崇禎十五）年には、閻王総、鍋刀総、番天宮、猪婆総など「十余種」の名称をもつ「廣賊」の諸集団が、県下の農村で略奪を行った。これらの「廣賊」集団に対し、1631・32（崇禎四・五）年には、県城内の各戸と農村部の各地区から徵發された「義勇」が戰闘を行い、しばらくの間、「廣賊」の県城接近をはばんでいる。「廣賊」の動きは清初にも続き、この県がまだ清朝に帰属していないかった乙酉の年（順治二、1645年）、「廣賊」謝志良という者が、いつわって〔明朝の〕官兵と称し、それを信じてとくに防禦体制を施していなかった県城外の農村を掠奪しながら県城に進み、数重の包囲網を施した。県城に近接する家屋は「賊」の駐屯を恐れる住民自からの手によって焼かれ、「賊」もその一・二割を焼いて去った。

以上の記述は、『康熙瑞金県志』卷十・雜記、『乾隆瑞金県志』卷一・兵寇、『同治瑞金県志』卷十六・兵寇による。

謝志良に至る「廣賊」の一連の攻撃と密接な関連をもちながら、抗租反乱がこの県で開始されるのは、翌丙戌の年、順治三（1646）年夏である。

## ② 順治初年の抗租反乱

この県における抗租反乱の展開過程を、以下、1°順治四（1647）年段階までについて、主として『乾隆瑞金県志』卷七・芸文に載せられた「上督府田賊始末」（以下「始末」と略称）、すなわち、同時代の読書人での順治十一（1657）年の歳貢〔生〕である楊兆年の督督——当時の江南・江西・河南総督のことか——への「田賊」撲滅を願う上申書によってたどることにする。2°その際、この県のより古い地志である『康熙瑞金県志』卷十・雜記、及び後年の刊行ながら、比較的明晰に事態を整理している『同治瑞金県志』卷十六・兵寇によって補訂を行なう。3°さらに、順治五（1648）年以後の展開過程については、康熙『県志』、同治『県志』の前掲記事、乾隆『県志』卷一兵寇、その他逐次提示する資料にもとづいて、明らかにしていきたい。

順治三・四（1646・7）年の瑞金県抗租反乱の余燼さめやらぬ間に書かれた「始末」が、この反乱の前提条件として重視しているのは、当地における「客民」の高い比重である。「始末」によれば、この山中の県（←山邑）にあっては、主穀生産以外の産業はほとんどなかったが、平和な時代には人々の生計は確立しており、そのため、福建、廣東方面、及び同じ江西に属する各府

から、この地を「樂土」と見る人々が絶えず互いに誘いあって移住してきた、という。「土著の人々は、士<sup>さき</sup>なり、民<sup>たみ</sup>なり。而うして農なる者、商なる者、牙<sup>か</sup>倫なる者、衙<sup>か</sup>胥なる者は、皆客籍な<sup>なかがいにん</sup>り。即とい<sup>たま</sup>黔徒や劇賊、其の中に竄<sup>くわ</sup>げ匿<sup>くわ</sup>るるも、また分別する無し」。「士」とは、この場合、その一定部分が平時から県城に住む郷紳・士大夫、「民」とは、郷紳・士大夫以外の田主（地主）層など、農業生産及びその他の生産に直接従事しない住民を指すとみられる。直接生産者としての農民、商人、仲買人、衙役・胥吏は、いずれも他県に本籍をもつ移住民であった、とされているのである。こうした状況は、『康熙瑞金県志』・卷二・風俗にも、「且つ五方のもの雜處し、流寓・土著半ばせり」と記されているところである。この康熙『県志』の風俗の項が、また「瘠壤にして石田三の一、耕す可きの土、甚だ少し」と記しているこの県に、大量の移住民が進出していたのは、当地の農業生産をめぐる諸条件の優位を示すというよりは、他地方における農民層分離の相対的な進展を物語るものであり、一方では、また、当地の社会秩序・階級支配のありかたの相対的な粗さにもづくものではなかったかと考えられる。

「始末」は、さらに、反乱の今一つの前提条件として、隣接する寧化県、石城県の抗租反乱の影響をあげている。

反乱は、次のように開始された。

明末の瑞金県では、謝志良、閻王総〔本稿(一)14頁の閻羅総<sup>10)</sup>〕といふ二つの「賊」の勢力が盛んであり、福建、廣東からこの県に移住し、寄居しているすべての人たちが、これに呼応しようと考えていた。こうした情勢の下で、順治三（1646）年夏、衙門の下働き（←卑隸）何志源、岡っ引き（←応捕）張勝、倉庫番の下役人（←庫吏）徐磯、廣東からの亡命者徐自成、潘宗賜、この県の積年の盜賊范文貞らが、寧化・石城の故事に效って「田兵」を組織した。康熙『県志』は何志源、沈士昌の二名を田兵の組織者としてあげている。同志によれば、田兵には、寧化県黃通の長閥の千総と同様の、百総、千総らの名で呼ばれる指揮系統があった。田兵の旗幟<sup>11)</sup>号色には、みな「八鄉均佃」と書かれていたという。八鄉とは、瑞金県を構成する八つの地域の呼称である。「均佃」とは、「田主」の所有する土地についての権利を三つに分割し、「佃人」の耕作権はその一つであると位置づけ、佃人が耕作している土地については、たとえ田主が所有の名義を他人に移しても、その耕作権自体を変更する必要はなく、永久的に当該の土地の耕作権を保持しうる、という主張であった。（←均之云者、欲三分田主之田、而以一分為佃人耕田之本、其所耕之田、田主有易姓、而佃夫無易人、永為世業。）田兵を組織するに際して、農具を用いる家（←畜舎之家。畜舎とは、もつことすきを謂う。）、すなわち直接生産者農民が、かりにも異議を唱えれば、その家屋を焼き、家族を殺害するという規制が行われたという。そこで、勇敢な者は先頭に立ち、気の弱い者はその後に従い、皆群がって県城に入り、「県の官」に逼って「均田帖」に公印を捺させた。「均田帖」は数万通にも達した。康熙『県志』は、この間の事態について、田兵が田主を脅迫して「券」、すなわち小作契約証書の内容を変更させ、土地を占拠して租の納入を拒否（←踞田呑租）した、と記述してい

る。「均田帖」とは、契約内容の変更を書き入れた小作証書のことである。これに「県の官」すなわち知県のもつ公印を捺させて変更の有効性を保証させようとしたものであろう。康熙『県志』は、さらに、知県の劉翼が、田兵の賄賂を受けとり、むしろその事を主導したので、田主はどうしようもなかった、と記している。

順治二（1645）年五月、南明福王政権の首都南京が陥落する前後から、清軍は明側の抵抗を排除しつつ江西を南下し、翌三（1646）年三月吉安府城を攻略した。四月以降、明側は贛州府に拠って最後の抵抗を試みつつあった。十月、贛州府城はついに陥落するが、瑞金県の抗租反乱が起ったのは、まさに両者の戦闘の最中であった。南明の権力の下にあった行政の当局者が、抗租反乱者の側の要求を容れて均田帖に官印を捺し、あるいは反乱者側の賄賂を受けとて佃人に有利な契約内容の変更を主導させたのは、必ずしも南明の本来的な方針に沿った判断ではなく、こうした非常事態の下で、「田兵」の軍事的圧力を抗しうる態勢がとれなかったからであると考えられる。抗租反乱する田兵と南明権力そのものとの間には鋭い緊張関係があった。新たに知県代理として贛州府の推官湯応竜（←贛刑庁湯公応竜）が着任しようとすると、「田兵」の指導者何志源は、兵を配置してその入城を拒否した。この時、明軍の「客将」として当地方に来ていた楊元斌は何志源を斬り、「城中の人」を「安堵」させたという。康熙『県志』は、「邑人」が「統兵」楊元斌に対して「賊」の勦滅を懇請し、楊がこれを許諾してこの拳に出たとする。また、康熙『県志』は、何志源とともに「田兵」数十人が殺され、沈士昌は逃れた、と述べている。

しかし、清軍との戦闘に全力をあげている明側にとって、こうした一時的な武力介入は可能であっても、「田兵」を完全に鎮圧する力量はもはやなかった。この事件の後、「田兵」は県城にこもる田主側すなわち、郷紳・士大夫をはじめとする県内の支配層ともいべき勢力といっそう激しく敵対した。すなわち、張勝、沈士昌は、また「田兵」を率いて県城を攻撃し、城外の家屋を焼きつくし、生員謝某ら数百人を殺し、危氏、劉氏の墓をあばき、棺を割いて死体をとりだし、樹の下に立てた。瑞金県城は狭小で、「巨族 や 市肆も皆城外にあった」とされているから、ここで焼かれた家屋には、「巨族」の家、先に「農」等と区別されていた土着の「士」「民」の家が多く含まれていた、と考えられる。墓をあばかれた危氏、劉氏は、「始末」の原文では、「危宅、劉宅」と表現されているが、まさに広い「宅」をもつ「巨族」の代表的な存在であったろう。

瑞金県の田兵のこの反乱の激化は、清軍との戦いに没頭していた明側にとって、放置するにはあまりにも重大な内部矛盾とみなされるに至った。分巡漳南道李之秀は、この反乱の知らせを聞き、兵部職方主事呂某とともに、田兵を軍事的に鎮圧するのではなく、これを招撫するために、瑞金県に来訪した。分巡贛南道の本来の治署は、この時点では、贛州府と同様にまだ清朝の支配が及ばず、南明唐王政権の支配下にあった福建の上杭県に置かれていた。<sup>[「明史」卷75] [「職官」4]</sup> 李之秀一行の来訪は、明側を政治的に代表、集約していたこの南明政権の意志であったと考えられる。しかしながら、張勝らは、彼ら一行をとりかこみ、呂某を殺し、分巡漳南道の印章を奪い、その従者たちを

閉じこめて火をかけ、さらに県城を三重に包囲し、城内の人々が薪をとりに行くことも許さぬ体制を施した。

この時、南明唐王政権の吏部尚書郭維経は、清軍の攻撃にさらされた贛州府を援助し、同政権の生命を保持するべく、湖南、湖北・江西・廣東・浙江・福建の軍務を統轄する兵部尚書の兼任を命ぜられて〔小腆起年附考〕卷十、汀州府城（長汀県）まで到着していた。張勝、沈士昌らは、数百人を汀州府城まで派遣し、「田主」の租のとりたてが「佃人」を激しく反撥させている状況を泣いて訴えた。郭維経は、瑞金県の抗租反乱をめぐって、田主側に先んじてなされた佃人側のこの訴えの正当性を認め、田主側に対して非常な憤りを示した。ところが、郭維経が瑞金県内に入ると、「田賊」数万人はその前進をさえぎり、県城から二里離れた寺に郭を滞在させ、田主に対するありとあらゆる「謾聳」を郭に聞かせる一方、県城から寺に至るまでの間に田賊を配置して県城をとりかこんだ。この包囲のもとで、「城中の紳衿百姓」は城門を閉して防衛するだけで県城から出ようとせず、城壁の上から呼び叫ぶだけで、一言の懇請を郭維経に行うこともできなかつた。「田兵」は、南明唐王政権を直接代表する有力な大臣と、瑞金県城内の郷紳・士大夫及びその下に集った住民との結びつきを断ち切つたのである。

張勝、沈士昌は、一方、郭維経の幕友に賄賂を贈り、官側が自分たちを招撫する際、自分たちに与える賞金はみなこの幕友に与えると約束し、〔この幕友の影響の下に、〕郭維経の信頼を獲得した。張、沈らは、「瑞金の佃兵は、閻王総、謝志良などの賊との戦闘には習熟している。もしわれわれを招撫し、東方へ進軍すれば、必ずや目的をとげることができるであろう」と述べた。郭維経は非常に喜び、瑞金の田主（←糧戸）に対して、招撫の賞金に充当する七百両を醸出すように指示し、部下の周之藩に命令し、田主を城外に出させ、張勝、沈士昌等と、「額租をいいくべきをきくげん」し、附加小作料としての歳暮などのつけとどけ（←年節等旧例）を廃止する協定を結ばせた。田主側は、敢えて一言の異議をも出さず、ただただその命令に従うだけであった。しかしながら、「田兵」が、清軍に苦しむ南明にとっての腹背の敵の一つともいるべき閻王総、謝志良などの反乱集団と鬪った気配は、実際にはなかった。郭維経が贛州府城（←虔）に到着して以来数ヶ月、張、沈らの郭との約束にもかかわらず、一名の「佃兵」の来援すらなく、城外農村部における生捕り、掠奪、放火、殺人（←在郷撃掠焚殺）など、従来の非行（←前非）が改められる様子もなかった、と「始末」の筆者は記している。康熙『県志』によれば、周之藩は、吉安で敗北した明側の総兵官であり、この時、「田兵」と田主との講和のために、県城の門に石碑を立て、「田賊」=佃人側の要求にそった、田主と佃人間の新慣行を刻ませた、という。瑞金県の抗租反乱は、石城県と同様に耕作権の確立をメインストーリーとしてかかげ、これを「均田帖」の承認によって実現するとともに、寧化、石城両県と同じく、小作料=地代の削減、附加小作料=附加地代の廃止をも要求し、これらの要求をもひとまず実現させたのである。瑞金県の抗租反乱の持続、拡大を防ぎ、在来からの「広賊」の攻撃を排除し、自らの側の政治的・軍事的矛盾を解消して清軍

に対する防禦に全力をあげようとする南明の方針が、当地の田主（地主）=佃人（佃戸）関係の矛盾を佃人（佃戸）の側に立って是正するという措置を導きだしたのである。しかし、「田兵」側は、南明への約束を履行せず、南明の権力をを利用して、佃人（佃戸）の階級的利害の実現のみをめざした。時に順治三（1646）年秋のことであった。なお、以上の過程の始期について、康熙『県志』は、夏ではなく春のこととしている。

贛州府に属する瑞金県は、府城が置かれた贛県が、この年の陰曆の冬の最初の月、十月に陥落するに先立って、すでに清軍の支配下に置かれていた。清軍は八月末、南明唐王政権の本拠福建を制圧し、江西に進出していたのである。<sup>14)</sup> 瑞金県に着任した清朝の知県代理李徳美は、県下「各郷」における薙髪令の履行状況を調査したが、この時、田兵の組織者の一人潘宗賜が、〔調査に当った〕県の「差役」九人をつぎつぎに殺害した。李徳美は、贛州府の清軍に、出動してこれを弾圧するように要請、潘は潜行逃亡した。田兵の指導部には、「廣東の亡命」といわれるこの潘宗賜のように、清朝という新たな王朝権力の支配に対しても、明確にこれを拒否する志向が存在したのである。

順治四（1647）年、清朝の新知県徐珩が着任する。田主、乃至田主の収租に対してだけではなく、郷紳・士大夫を頂点とする当地の社会秩序と、それを支えるところの王朝権力とに対する抵抗者となっていた田兵に対し、徐珩はまず招撫を試みた。徐珩は、張勝、沈士昌を県城に招き、諸事を一新するとの誓約の書状を提出することを許し、数百枚の告示を出し（←許以維新書、告示数百張）、使者を県内の「八郷」に派遣して〔新しい権力の下への帰順を〕勧告し、小作料（←租）の滞納分を免除し、張勝、沈士昌には「農官」の称号を与えた。康熙『県志』は、この徐珩の招撫政策を「郷」民と「城」民との敵対関係の調停をめざす措置として表現している（←新令徐珩……首事招徠郷与城、欲其解難）。抗租反乱をめぐる対抗関係は、寧化県と同様に、単に田主一佃人の対抗としての側面だけでなく、城民一郷民の対抗としての側面をもっていたのである。

康熙『県志』は、徐珩の招撫政策にもかかわらず、「佃人の負固は前の如し」としている。「始末」は、この「負固」の内容をより具体的に描き、事態の進行を以下のように示す。

招撫政策への本格的抵抗ののろしでもあるかのように、この政策の実施が「八郷」に告示されたのとほぼ時を同じくして、石城県の抗租反乱に関して述べておいたように、寧化県の「田賊」黃通と石城県の「田賊」廖須明が盟約関係を復活した。前年「八郷均佃」をかけた瑞金県の田兵は、このことを知って、再び大挙結集し、黃・廖に呼応した（←瑞金昔称八郷均佃者、烏合以應閩寇）。寧化県の抗租反乱の指導者黃通が、同県城内の反対勢力によって挑撥された寧文竜の手で殺害されたのは、同年四月十六日である〔本稿（一）18頁〕。従って、黃・廖に呼応した瑞金県田兵の再蜂起は、これ以前のことであろう。田兵側は、僧の鏡心と、指導者の一人で「廣東の亡命」である徐自成とに「劄」を持たせ、〔再決起の旨を〕「八郷」に遍ねく告げるとともに、城内には、「〔田兵側の大兵〕四十八万、即ちに瑞に臨まん」という「牌」を出させた。康熙『県

志』によれば、知県徐珩は、この時、生員劉廷弼に依頼して、鏡心、徐自成の二人を捕え斬らせた。さらに、康熙『県志』によれば、「田總」張勝は、これに対抗して、「復たたび八郷の田賊を煽って」<sup>やけのこりのいえ</sup>県城を攻撃し、あわせて県城外の「余屋」を焼いた。この県城攻撃、及び以後の事情は、「始末」がより詳しい。

なお、「始末」には、鏡心、徐自成の斬殺に関して、「適またま〔反田兵の立場をとる〕鄉人、夜、鏡心、徐自成を斬る。〔田兵〕衆を擁して來り、生員劉廷弼を奪いて之を擄う」と記されている。

徐自成、鏡心が斬殺されると、張勝、范文貞らは、「八郷の旧賊を蟻聚し、耕夫を号集し、並びに、閩総の五鎮たる謝泰禎、王海明・凌得三・楊建所・袁万金と約し、日を専めて城を攻め」た。すなわち、田兵の指導者たちは、県下農村部における前年の蜂起参加者を大挙して再結集し、より広範囲の直接生産者農民を呼び集め、廣東の反乱集団「閩王總」（閩羅総）に属する謝ら五人の頭目と同盟して、計画的な県城攻撃を行ったのである。かくして、瑞金県の田兵は、明末以来、省境地区で活動してきた廣東系の反乱集団の援助を得、この地区全体の田兵の活動の再昂揚に呼応し、新たな王朝権力としての清朝と、その下に入って社会秩序を確立しつつあったこの県の支配階級に正面から対決したのであった。

折からの洪水で県城の壁は数十丈にわたって崩れ落ち、城内の「紳衿」は昼夜を分たず防禦にあたり、「佃賊」も昼夜を分たず攻撃を加えた。明の崇禎末年、反乱防禦のため、城外三里の南閔に設置された桃陽營〔閩総「県志」卷三・兵部〕に所属する官兵（←桃陽營兵）は、長い間給与を支払われず、怨みをいだいていた。張勝、范文貞は、彼らを誘って共に反乱させ、県城の包囲攻撃を急激に強め、〔城郭に近接して〕新築された城外の家屋を尽く焼き払い、県城は、しばしば陥落の危機に追いかまれた。

知県徐珩は、そこで、この時すでに清朝支配下に入っていた贛州府城〔駐劄〕の清軍の瑞金来援を要請した。一方、恐らく徐珩ら県の清朝当局者の働きかけによるものであろうか、桃陽營の旧明の官兵は造反を後悔し、一夜、張勝を誘って酒を飲み、その首を斬って清朝に帰投した。その翌朝、〔瑞金県には〕、劉、徐の二人の指揮官に率いられた清軍が大挙集結した。「田賊」は逃げ去った。清軍は「田賊」を追撃して殺害し、その「万總」張俊明を陣地で斬った。その余のものは、鳥獸のようにちりぢりに逃げ去った。

翌月、石城県の「田賊」廖須明が瑞金に来援した。清軍は先制攻撃をかけて、これを尽く殲滅した。廖須明は遁走した。その次日、清軍は、石背寨、石灰山で〔そこへ逃げこんでいた「田兵」=「田賊」及び閩王總軍を〕破り、境域一帯の「渠魁」をことごとく誅殺した。〔閩王總の〕凌得三は、〔仲間の〕謝泰禎、王海明を捕えて「贖罪」することを願い出たが、のち王海明に殺された。この「始末」が執筆された時点では、〔閩王總の〕謝泰禎、王海明、楊建所、袁万金、〔田兵の組織者の一人である〕潘宗賜はみな誅殺されていた。ただ、〔田兵の組織者〕范文貞、〔同じく田兵の組織者とみられる〕何廷、徐磯などは、石城県の領域内に逃げこみ、廖須明に頼

ってそこを根拠地としたので、清朝当局は逮捕することができなかった。康熙『県志』によれば、この攻防に動員された清軍の騎兵・歩兵（←馬歩兵）は五千人、「田賊」の山寨を撃破して行なわれた掃蕩戦で清軍に殺害されたものは、五、六千人にのぼった、という。また康熙『県志』は、清軍の瑞金駐留が夏から秋にかけて二ヶ月に及び、この間、清軍は当地を「蹂躪」し、その兵糧をまかなう費用は「万金」に達した、と述べている。明代についての唯一の統計である洪武24（1391）年の黄冊に登録された戸数1421、口数5722という数値、清朝における「原額人丁戸口2101丁口」という数値〔藍陸『県志』〕は、もちろん「客籍」「客民」を含めた実人口とはかなり隔たりをもっていたと考えられるが、この県の人口の規模が本来小さいものであることを示している。五千名の清軍が出動し、「田賊」側だけで五、六千人の死者を出したこの抗租反乱は、瑞金県にとっては、実に激しく、大規模な戦闘だったのである。

こうして、順治三（1646）年春から四（1647）年にかけ、一年有余にわたった瑞金県の「田兵」＝「田賊」による抗租反乱は清軍によって鎮圧された。しかし、鎮圧の後に楊兆年から「督府」に宛てて書かれたこの「始末」は、「田賊」を瑞金県から根絶し、その影響を一掃するよう求めた請願であることを想起しなければならない。すなわち、この一応の鎮圧後も、県城外の農村がその大部分を占める瑞金県「八郷」の「強悍き者」は、なお形勢を観望する姿勢を持ち、「愚頑なる者」もまた事の成り行きに従って反抗もすれば服従もするという様子であり、その結果、「田主は三年租を收むる能わず、日に貧しく、日に餽ゆ」という状態が持続していたのである。三年とは、恐らく反乱の起った順治三年から起算し、四年、五年までをいうものであろう。田主の収租を可能ならしめる社会秩序は破壊され、回復していかなかったのである。

「始末」の結びの部分は、抗租反乱の打撃にうちひしがれ、その再発におののく瑞金県の「田主」「紳衿」「士・民」など、この反乱に直面して瑞金県城に立てこもった社会層の立場を卒直に表現している。

「今日、瑞金の民、徒だ躯壳のみ有るも、神氣已に久しく尽くるなり。行屍の如く、象人の如し。一たび疾風に遇わば、便ち已はや傾伏するのみ。若し死灰、復た燃え、竿を掲げて起てば、瑞城の民、復た才造無からん。懇うらくは、渠魁を擒え滅し、余党をして観望の心無く、解かずして自ずから散ぜしめんことを。さすれば則ち。地方安靖にして、寛仁愷悌、元氣を培養ん。戸口漸く繁にして、富と教とは俟つ可きに庶からん。」

「渠魁」の完全な逮捕、殺害によって、「田兵」＝「田賊」の勢力を潰滅させることができ、楊兆年ら「瑞城の民」の切実な要求であった。

### ③ 三藩の乱期、十八世紀初頭への反乱の継承

順治五（1648）年以後、瑞金県における清朝の支配は、康熙十三（1674）年の三藩の乱勃発後数年、その余波が収まる頃まで、石城県同様、安定しない。この間、順治三、四年のような抗租反乱は見られないが、この抗租反乱の前提をつくりだし、また反乱の最終段階で田兵の県城攻撃

を支援した廣東の反乱集団は、当地の反清勢力の動きと対応しながら活動を持続した。

以下、『康熙瑞金県志』卷十・雜記、『同治瑞金県志』卷十六、『道光寧都直隸州志』卷十四・武事志によつて、この間の瑞金県の反乱情勢を追つていきたい。

順治五（1648）年正月、江西南昌において清軍の総兵金声桓と副将王得仁が清朝に謀反し、南明に帰順する〔本稿（一）20頁〕と、瑞金県内の「民」は反清起義の名分をかけ、閻王総集団等の「廣賊」を招き、これと連合し、瑞金県城を攻略しようとした。しかし、彼らは、県城駐在の五百名の清軍に反撃を受け、多数が斬殺乃至逮捕されて目的を達することができなかつた。この時間王総は、招召郷〔県城東北<sup>15)</sup>三十里〕に、王昌なるものは九堡〔県城西方〕・富村〔県城北方〕に駐屯していたが、「郷人の勇者は賊に従い、弱者は逃竄した」という。かつて抗租反乱に参加した「田兵」がこの「郷人の勇者」の一翼を構成していたことは、前年までの抗租反乱における城・郷対立の様相に照らしても十分に考えうることである。

六月には、順治三年に贛州府へ進攻する清軍を迎撃して敗北した県人の江振曦〔旧明朝の武官一<sup>16)</sup>が、金・王の側に立ち、金・王から、おそらく知県として任命された「偽官楊聯芳」を擁して、一時、県城地区を除く県の境域を、軍事的に制圧する。江振曦は、県城を擊破すると声明し、廣東の閻王総集団に属する鍾四総、及び〔瑞金県周辺の〕「各県の山賊」を召集し、合計五、六万の兵力で県城の四方に陣営を並べ、四ヶ月にわたる包囲攻撃を行つた。城内では、各家からの動員によって二部隊の郷勇を編成してこれに対抗したため、江ら反清側は包囲以上に出ることができなかつた。この間、県城側では、贛州府城に軍隊の出動方を乞うこと七回に及んだが、府城自体が、金声桓の攻撃にさらされていたため、瑞金への派兵のゆとりはなかつた。そこで、生員の朱璣らは、贛州府駐在の清軍の総兵官（←汀鎮）に対し、十二回にわたって派兵を要請しつづけ、ついに遊撃李應進麾下の清軍が派遣され、この包囲はようやく解かれることになった。こうして、金・王の反清謀反に直接呼応する瑞金県内の反清勢力の県城攻撃は、順治五（1648）年内に終息した。先にも述べたように、直接、記録の表面には現れていないものの、かかる大規模な県城攻撃は、県内農村部を基盤にし、そこに住む直接生産者農民の参加・支援を必要条件としており、そのことの中に、抗租反乱を担つた「田兵」＝「田賊」の活動の持続が推察される。廣東系の反乱集団や、各县の反乱勢力との共闘にも、順治三、四年の抗租反乱時と相似した様相が見られる。

順治七（1650）年に入ると、再び県内で反乱集団が活動を始めた。「劇盜」の釈超忠が銅鉢山〔県西北五十里。「広さ」<sup>16)</sup>三十三里・高さ十五里〕に、陳其綸が大柏地〔県城北六十里〕に拠り、互いに呼応する体制をとつた。釈超忠は知県の計略により捕縛されるが、陳其綸は活動を続けた。

翌順治八（1651）年、許勝可は、「廣賊」鍾四総等を招き、合計4千人の兵力を擁して羅漢岩〔県城東五十里の〕陳石山の別名に拠り、そこを砦（←寨）とし、夜には「郷村」に出て掠奪を行つた。彼らは、清朝に対してはいつわって帰順をよそおっていたという。この時、羅漢岩一帯の土地は、彼らに占拠・耕作された。この事実は、許勝可らの反乱集団が土地への要求をもつた農民を構成者としてい

たことを示している。なお、『道光寧都直隸州志』卷十四・武事志は、許勝可は、廣東の「寇」が逃走してからは、一時陳其綸に帰投し、まもなく陳其綸に背いて、福建の「寇」の劉芳・羅承俊とともに羅漢巖により、その勢力を盛んにした、と述べている。順治十一（1654）年、許勝可の集団が、石城県の下水三里を「蹂躪」すると、瑞金知県錢江、石城知県郭堯京の要請により、南贛巡撫宜永貴が出兵し、この集団は男女ともども全員誅殺された。翌順治十二（1655）年、宜永貴は陳其綸を攻め、其綸は敗走の途次、鄉勇に斬首される。順治七年来の反乱集団の活動はここでやむ。

ほぼ二十年のち、康熙十二（1673）年末、平西王吳三桂が雲南で清朝への反逆の軍を興したことに端を発する三藩の乱は、翌十三（1674）年三月になると、西方から進軍してきた吳三桂軍の將韓大任の吉安占領、この月、吳三桂に呼応して反清の旗を挙げた福建耿精忠軍の東方からする贛州府への進攻の動きによって、江西南部に及んだ。<sup>17)</sup>

康熙十五（1676）年、耿軍の將劉応麟は、ほぼこの年いっぱい、瑞金県を占拠する。劉応麟は、この間、当県の米穀を徵発し、それをことごとく福建の汀州府まで運んだ。しかし、このことによって起った翌年の饑饉には、「紳士及び富戸」が手わけして施粥を県内各地で行った、という。瑞金県の郷紳・士大夫をはじめとする支配層は、この時点では、その物的基盤を恢復しつつあったものの如くである。

康熙十六（1677）年、江西における三藩側の勢力は弱体化し、十七（1678）年になると、吳三桂軍の將韓大任は、寧都を捨てて福建に赴く途次、瑞金県の湖陂<sup>18)</sup>〔県城東六十里〕を通過し、老虎嶺<sup>19)</sup>〔県城南三十里の浮邱四里北方に〕で清軍と交戦して大敗し、清軍の將の佟に追撃されて、遂に清軍に投降した。老虎嶺あり。

瑞金県では、三藩の乱の数年間を通じて、三藩側に呼応する県内の反乱は、記録されていない。省境地区福建側の寧化県における長閔の再蜂起〔本稿（一）27～28頁〕や、江西側の石城県の吳八十の率いる「田兵」の蜂起のような、抗租反乱を担った組織の活動も、直接的な記録には残っていない。しかし、抗租反乱の影響、伝統は、この県でも全く絶たれてしまったわけではない。すなわち、かつて順治初年にこの県で起され、三藩の乱時に上記諸県で再び起されたような、王朝権力と支配層に対する県城攻撃という形態での全面的武装抗租反乱は、たしかに見られないが、福建の寧化県で、のち、康熙三十二（1693）年、長閔の指令と称し、数十村を連ねる抗租が起り、清朝の官吏を殺傷する事件が起っているように〔本稿（一）28～29頁〕、瑞金県でも、康熙四十一（1702）年から四十三（1704）年にかけて、ふたたび組織的な抗租が起り、県当局はその反乱への発展を憂慮しなければならなかった。

この抗租に関する資料は、傅衣凌「明清之際的『奴變』和佃農解放運動——以長江中下游及東南沿海地区為中心的一個研究——」（『明清農村社会經濟』前掲）によってはじめて紹介された。すなわち、『乾隆瑞金縣志』卷七・芸文・附告諭所載の一文——南安府同知にして署瑞金縣事であった朱三錫が発布して、県衙門に石碑を立てて刻ませた「嚴禁退脚科斂告示」がそれである。以下、当該告示の内容に即して、この抗租の具体的な存在形態をたどろう。

康熙四十三年、瑞金県の「民」劉汝用ら七名は、護理江西巡撫印務の徐某に対して、田主の立場から、当時の瑞金県における田主＝佃戸関係の現状を次のように訴えている。

「從来から、小作料（←租）は、土地（←田）から得られ、租税（←税）は小作料の支払いに依拠してきました。瑞金県は山奥の僻地で、田（←田）が少なく山が多いので、田の価値は他地方の倍にもなります。ところが、一畝当たりの小作料収入は一石であり、租税を納入すれば、余剰はほとんどありません。加えて、福建、廣東と境を接しており、土着民（←土著）が二、三割、他地方からの移住民（←流寓）が六、七割を占めているので、田主は弱く、佃戸は強いのです（←主弱佃強）。作柄が普通の場合にも、〔佃戸は〕党を結んで威勢を誇り、不作の年には、時の雰囲気に乗じて振り立ち、旗を立てて抗租（←抗租）します。彼らは、いわば租税納入の必要のない田から利益のみを享受しているのに、こちらは、いわば小作料収入もない田から租税を納入しなければなりません。」

こうした状況の下での田主側の対応は、小作契約を解除して田を回収し、何らかの形で田を自ら經營するほかない。しかし土地所有権にもとづく田主側のこの対抗措置は、また佃戸に拒否され、佃戸たちによって新たな組織的な抵抗が開始される。劉汝用らの上書は続いている。

「そこで、〔こちらは〕、自分の肉を削って傷をなおすように、ひたすらがまんして田をとりもどし、自分で耕すしか手がありません（←是以剃肉医瘻、只得吞認起田自種）。ところが、あにはからんや、一人が呼びかければ百人が呼応し（←一呼百諾）、むらがりつどって蜂起し、武器をとつて集団を作ると、『退脚の説』なるものを創唱しました。田主側は、『退脚』銀——小作契約解除料を支払う義務があるという理論であります。〔この理論にもとづき、佃戸たちは〕田主に対して、一畝ごとに銀一両内外の支払いを強制的に求め、〔それに田主が応すれば〕、はじめて田を返還することを承認します。これを支払わなければ、〔彼らは〕田を占拠して自分の私有物とし、そのままに任せねばなりません。（←創立退脚之説、毎畝勒銀一両不等、方肯還田、否則據為己業、任彼更張）」

そして、田主側がもっとも恐れたのは、「退脚の説」にもとづく佃戸の組織的な抵抗が、抗租を契機とする反乱に発展することであった。上書は続いている。

「たとえば、先年〔順治三・四〕、巨魁何志源、黃憲章が衆を聚めて〔県〕城を攻め、ついに官兵の出動を要請して誅滅した事件。近年、寧都県の李矮子・譚聖先が、『焚き、殺し、淫し、擄し』（ひとさらい），朝廷の指示により市で磔刑にされた事件〔次節参照〕。このように一地方を蹂躪した事件は、いずれも小作料不払い（←据租）を契機としてひき起されたものであり、県志にも詳しく記されて鮮明に問題の所在を示しております。これらの事件以後数十年〔実際には、寧都県の場合からこの時点までは14年を経るのみである〕、田主と佃戸の関係は安定し、無事に過ぎてきました（←主佃相安無事）。ところが、突如、康熙四十一（1702）年、免職された胥吏で、悪事を重ね、民のわざわいとなってきた彭兼六なるものが、反乱を企てて首領となり（←謀為亂首）、いつわって佃戸とな

りますや、何の根拠もない訴状を手早くでっちあげ、布政使代理の韓閣下をたぶらかそうとし、まだ事の結着も見ないうちに、〔“退脚の説”〕にもとづく自分たちの要求を体現するときめを刻りつけた<sup>19)</sup>石碑を立てました。まもなく、この石碑の文面は〔官の手で〕消し去られました。しかしながら、またもや康熙四十二（1703）年になりますと、〔彭兼六は〕邪教の黃淑行兄弟とぐるになり、大虎一頭に、小虎四頭ともいうべき指導部を作りあげました。〔彭兼六は〕『密密教主』を名乗り、人々を集めて焼香させ、『明蠟』と号していました（←聚衆燒香，号為明蠟）。人々は屋間には解散し、夜になると集ってくるのですが、〔彭兼六らは〕無知な農民を巧みな弁舌で惑わし、ふたたび前年のような事を起こそうとしました。〔彭兼六らは〕田主が苛酷な搾取を行っているという根も葉もない理由をでっちあげ、〔田主に対して〕銀の醸出をきびしく請求して反乱を呼びかけようとする狡い計略の実現をひそかにはかりました。〔彼らは、佃戸が〕田主から損害を受けたという証拠を全くもっていない上、府・県を経由して告訴するという手続をもふまず、いつわって黄茂衡等の名義を用い、前任の巡撫に越訴したのです。しかし、前巡撫からの指示によって、先般、代理知県が事の真相を調査し、はっきりした供述をもとにそのでっちあげを明らかにして巡撫閣下に報告されましたので、閣下にあっては、事の真相をすでに御洞察のことと存じます。ところが、あろうことか、この間、〔佃戸たちは〕千人百人と群を成し、〔田主の〕家ごとに〔小作契約解除料の名目による〕銀の醸出を請求し、〔応じなければ〕田を占拠して抗租し、その勢いはいよいよ盛んに、いよいよ激しくなってきました。……中略………事は禍乱〔禍原文〕に關っております。なにとぞ府県当局を督励し、石碑を立てて小作契約解除料の強制請求を厳禁し、集団を作ったり田を占拠したりすることを許さず、不正に奪った金品を追徴して問題を徹底的に究明し、彼らを本籍地へ護送して永久に瑞金県内へ入ることを禁じ、あわせて〔彼らが〕偽造した石碑をとりはらっていただきたく存じます。そうすれば、反乱の根源は永久に消滅し、地方は安寧をとりもどし、つきぬ幸福を享受しうることであります。

上書は、以上のように述べている。

康熙四十一～四十三年（1702～04）年のこの瑞金県の抗租において、田主と佃戸との間で争われているのは、順治三・四（1646・7）年のこの県の場合におけると同様、佃戸の耕作権をめぐる問題である。佃戸による小作料の慢性的滞納に対抗して、田主が小作契約を解除しようとすると、佃戸は、その条件として、あたかも小作田の耕作権が確立しているが如くに、契約解除料（厳密に佃戸の立場から言えば“契約被解除料”ということになろう）として銀を請求する。そこには、「主弱く佃強い」という同県の田主＝佃戸関係における一般的趨勢を前提として、佃戸側が事実上の耕作権を掌握しつつある状況が示されている。

こうした佃戸側の動きが田主側に恐れられているのは、直接的には、小作契約解除料——退脚〔銀〕——の戸別強制徵収——沿門加派——や、この徵収に応じない際、田を占拠して行われる小作料の納入拒否——据田抗租——などの実力行使によって蒙る被害であるが、より深刻に恐怖

されたのは、佃戸の行動が免職された脅吏彭兼六を指揮者とする集団的・組織的な形態——聚衆——をとっていたことである。しかも、この集団的・組織的な行動は、彭兼六と、「邪教」を奉ずる黃淑行兄弟との提携を機に、彼らを指導部とする宗教結社が結成されたことにより、この結社を媒介とする強固な統一性をもつて至ったのである。そこには、この地で再び抗租が反乱へと展開する様相が現われ、そのことが田主側にとって最大の懸念となつたのであった。すなわち、田主側は、「主弱く佃強い」という当地の田主＝佃戸関係の一般的趨勢自体については、いかんともすべきなき冷厳な事実として平静に受けとめていたが、その裏には、「主弱く佃強い」という傾斜をもちながら、それなりに、ここ「数十年」、「主佃相い安んずる」という相対的安定が持続していることについての安心感があった。彭兼六に導かれた今回の佃戸側の抗租は、何志源らの名で記憶されている、順治三・四（1646・47）年の抗租反乱を想起させる様相を帶びており、かつてのこの抗租反乱同様、「事、禍亂に関する」と認識されたのである。

清朝当局、すなわち江西巡撫は、退脚〔銀〕の強制徵収、田の占拠という「各郷の佃人」の反田主行動自体を禁止するとともに、田主側の上書の趣旨を認め、彼らの要望に沿い、彭兼六、黃淑行、黃茂衡ら、この抗租を指導してきた「異籍の流棍」——県外から移住してきた「棍」をその原籍地に追放することによって、反乱への転化の可能性をもつてこの抗租の担い手たちの組織的思想的中核を破壊する措置をとつたのであった。

同治十三（1874）年に刊行された『同治瑞金県志』卷七・兵寇志には、清初以来の「田賊の害」についての「旧志」の編者の按語がある。この「旧志」とは、按語の内容から乾隆十八（1753）年に刊行された『乾隆瑞金県志』と、上記同治『県志』との中間の刊行になる道光二（1822）年刊行の『道光瑞金県志』であると考えられる（道光『県志』は日本に現存しない）。この按語には、「何志源、沈士昌、今を距ること百有余年、故老、之を談るに尚寒心為り。乃ち其の流毒と余孽とは、今に至るも猶未だ全くは息まず。康熙中、訟連なり、禍結がる。各大憲、厳しく懲創を加え、煌煌として明示し、碑を県門に勒せり」とある。彭兼六の指導した抗租は、この康熙中の「訟」や「禍」の一環を形成したものだったと考えられるが、順治初年の瑞金県における抗租反乱は、「数十年」後の康熙年間を経、さらに「百有余年」をへだてた十九世紀の20年代に入つても、田主側に立つ県人にはっきりと語りつかれており、県内の抗租にかかわる活動はその伝統の所産であると認識されていたのであった。

ところで、上記「旧志」の按語は、次のような事態をも記している。

雍正七（1729）年に着任した安徽出身の一知府は、田主・佃戸間の争いをめぐって「一方的に下戸にくみする態度を示したため、「奸民」の乗ずる所となつた。すなわち、「奸徒は〔この知府の〕意旨を窺ひ見て、遂に霧に乗じて動き、諸もろの游手を聚め、沿郷〔資金を〕科斂し、畠を按べて錢を索め、身を挺して（進み出で）詞首となり、さまざま名目を作つて田主を誣こうとした」。「奸民」「奸徒」の訴えを認めた贛州府知府は、各县に命令し、當時、正租=定額小作料に加えて、当地で慣行的に課せられていた三つの負担、「批貲」——小作契約金乃至保証金・「白水」——附加租の一種・「桶子」——附加租の一種、を一切廃止した。各县の当局

者はこれを受けて、一畝あたり一石の「正租」以外の一切の附加徵収を廃止させたのである。この知府の離任後、附加徵収の廢止と「正租」の一石限定による「情弊」を洞察した上級の官僚たち(←各上憲)が「力めて奸徒を懲した」ため、刁風は漸く息んだが、もしこの事後措置がなければ、「大乱を醸成せんば止まなかつた」。だが、「大乱」への展開が防止されたとはいえ、批貲は廃止されたまで、まだその復活の方針は議せられておらず、「通〔原文〕租覈耕の訟」——小作料の滞納と田の不法占拠についての訴訟——は、日一日と積み重なり、懦弱なる儒生の業有るも自主する能わざる者多し——ひよわな士大夫層は田を所有していても、それを自分の思いどおりに經營できない者が多い、という状態になっている。

「儒生」にして「田主」であることが一般的には決して容易でない、という認識を地方志の編者たる郷紳・士大夫層にもたせるまでに、抗租は持続され、発展させられていたのである。

ちなみに、この按語によれば、瑞金県の田主が、佃戸から、「正租」のほかに「批貲」「白水」「桶子」を徵収する根拠についての田主側の見解は大略以下の如くである。

〔批貲〕瑞金県の田は、その購入価格は高く、小作料は低い。およそ、佃戸の収入は、田主の三倍にもなる。また、佃戸が裏作に栽培するところの豆、麦、油、菜、芋、薯、烟、鹽、菜による収入については小作料を徵収しないことになっている。田主はすでに田の購入に高い代価を支払っている上、租税・徭役も負担しており、また当地の水利施設である陂塘の補修には佃戸は一切関与していない。従って、小作契約——批耕に際して、佃戸に若干の金額を醸出させ、田主が支払っている重い負担をいくばくかまかなつてもらうのである。それ以後は、十年に一回の支払いであって、実質、田主の負担の百分の一にも及ばず、「通」とはみなしえない。ましてや、この小作契約金の徵収があることによって、はじめて累積している未納の小作料を清算し、田の境界をはっきりさせ、好き勝手に田の境界を動かす弊害を防止できるのである。理由もなく枝葉末節にこだわっているわけではない。もし、長年、契約の更改——換批——をしなければ、佃戸が田主の所有に属する田(←主業)を占拠し、田は荒れ、境界は不明になるなど、あらゆる弊害が生じるであろう。

〔白水〕これを徵収する田には、原来、灌漑施設が無く、田主自ずから「山塘を開濬し、溪澗を障截る」などの工事を行った。その費用は莫大であった。慣行では、田主が七割を、佃戸が三割を負担すべきであるが、佃戸は一括して支払えないでの、田主がその期限を緩め、小作料納入時に、「花利」(=年賦)若干を醸出させるようにした。これが白水である。

〔桶子〕「正租」の一部分をこの名目で徵収しているのである。官桶——官定の量器——で小作料を徵収するのが天下の通例であるが、瑞金県内で用いている郷桶——地元の量器——は官桶に比べてやや小さい。従って正桶=官桶で量った場合に生ずる不足分を補正するのが「桶子」であって、正桶で量った「正租」の外に別に「桶子」を徵収しているのではない。

「正租」以外の附加的徵収の正当性を主張する田主側の論理には、それがすべて事実に基いているとしても、往昔における水利施設の築造と現在におけるその補修を除けば、田主が生産=經營には関与せず、佃戸が生産=經營の主体となっている状況が看受される。

#### ④ 瑞金県抗租反乱の特徴

瑞金県の抗租反乱の特徴について、行論中での言及との重複を犯しながら、二、三述べておきたい。

瑞金県の抗租反乱においても、石城県の場合と同様、「客籍」の民、「客民」といわれる移住民の果した役割が大きかったことを第一にあげたい。しかも、石城県の場合に比して、瑞金県では移住民の存在形態がより具体的に記録されていた。

「客籍」の民は、当県の「農」、「佃人」の基本部分であった。

順治三、四年の抗租反乱の指導者の多くは、当県では「客籍」の者が担っていたとされている非農業部門の職業についており、康熙四十一～三年の抗租の指導者彭兼六も、はっきりとした「客籍」の民であり、かつ非農業部門の仕事に従事していた。

そして、これら指導者の非農業部門における職業は、少なからず県衙門の事務労働乃至公務執行にあたる胥吏・衙役層であった。

さらに、順治初年の抗租反乱についての「始末」の記事には、明末から活動を強めていた謝志良、閻王総という広東系の「寇」「賊」集団に対して、広東、福建から当県に寄居している「客籍」の人々がかれらを支持する志向を示していることが語られている。

これらの諸点は、瑞金県及び省境地区江西側諸県の抗租反乱の歴史的・社会的基盤を明らかにする上で重要な意味をもつであろう。

当地方では、田主、佃戸がともに土着民である場合とは異なり、田主＝佃戸関係のもつ意義は、農業における生産関係、従って当時の社会的生産の基軸をなす部門の生産関係において主要な位置を占めるというだけにとどまらない。土地所有を媒介とするこの生産関係においては、佃戸は在地の本来的な社会秩序の枠にくみこまれている。しかし、この地方では、田主は土着民であるのに対して佃戸は移住民であり、田主と佃戸との間には、土着民＝移住民（土＝客）という社会関係<sup>20)</sup>が成立している。この社会関係は在地の本来的な社会秩序の構成要素として存在していたものではなく、移住民である佃戸は、かかる社会秩序の枠外に置かれていた。従って、田主と佃戸との関係は、社会秩序の枠内にある生産関係の上での対抗関係であると同時に、社会秩序の枠内にある土着民とその枠外にある移住民との対抗関係でもある。つまり、この地方の田主と佃戸との関係には、この二つの対抗関係が重層している。そこには二重の緊張がはらまれているといえよう。田主と佃戸との関係は、ここでは脆い。抗租が反乱として展開する内在的条件の一つはここにあったと考えられる。

ところで、当地方においても、他の華中・華南の諸地域と同様、田主と佃戸との関係は、王朝の政治権力と直接の回路をもち、王朝の政策に自己の志向を直接的に反映しうる支配階級としての郷紳・士大夫と、こうした回路を直接にはもたない被支配階級としての民衆との、政治的対抗関係でもある。しかし、支配階級としての田主と被支配階級としての佃戸とのこの政治的対抗関係も、ここでは、社会秩序の本来の扱い手と、その枠外者との関係と重層することによって、より強い緊張をはらむことになった。ここにも、抗租が、全面的な階級闘争の様相を帯びた反乱となる一つの条件が見出される。

このように重層する多面的な対抗関係を田主及びその一員でもある郷紳・士大夫との間にもっている瑞金県の佃戸に働きかけ、彼らを組織して抗租反乱に導いたのが、県の胥吏・衙役層に属する人々であった。瑞金県の衙吏・衙役層も、他地域の場合と同様に、王朝国家権力の行政機構

の実務を担い、従って権力の爪牙としての役割を果していたはずである。にもかかわらず、彼ら胥吏・衙役層の中から、この機構に自己の利害の実現を託している田主、郷紳・士大夫に対抗して、佃戸とともに鬭かう人々が現われたのはなぜであろうか。その理由は、瑞金県では、先述のように、彼ら胥吏・衙役層も佃戸と同じく、移住民であって、既存の社会秩序の枠外にあり、この秩序に対して共通の矛盾をもっていること、同じ移住民である佃戸の生産・生活・意識状況を熟知していたことにあると思われる。さらに、彼らが、日常の仕事を通じて知県の公印の行使に集約される権力の発動のあり方や政治情勢の推移について広い知識をもっていたこと〔小林一義「抗租の彼方」「思想」<sup>584</sup>〕は、移住民としての知見ともあいまって、全県的な、さらに県境、省境をも時としてこえる反乱を組織する上で、重要な条件となったと考えられる。

瑞金県の佃戸は、また、順治初年の抗租反乱に先立って、すでに廣東の「寇」「賊」に呼応する意向を示しており、現実の反乱の展開の過程においても、廣東方面の「寇」「賊」の集団の代表的組織である閻王総と共に闘っている。<sup>21)</sup> 佃戸が土着民である場合には、佃戸は、郷紳・士大夫を指導者とする在地の階層的社会秩序にくみこまれ、他地域からの「寇」「賊」の攻撃からこの秩序を守る「郷兵」「郷勇」の一員となる可能性すらもつ。しかし、瑞金県の佃戸は、移住民として、在地の本来の社会秩序から疎外された、いわば被差別者としての性格をもっており、このことが、外来の「寇」「賊」集団への呼応やこれら集団との共闘の契機として作用したと考えられる。もちろん、佃戸が、経済的な被収奪者、政治的な被支配者であったこと、「寇」「賊」とは、いわば同郷であったことも、この呼応や共闘の契機として見のがしてはならないであろう。

瑞金県における移住民——「客籍」「客民」は、この地の社会秩序の枠外に置かれていたことにより、社会秩序を不安定なものにするところの弱い環を形成していた。それ故にこそ、彼らを担い手とするこの地での抗租反乱は、それ自体、単なる経済闘争ではなく、郷紳・士大夫の指導する既存の社会秩序に対する抵抗としての性質をもつ包括的な階級闘争となったのである。

第二の特徴として注目しておきたいことは、順治初年の瑞金県の抗租反乱が、三藩の乱の鎮圧以降、道光初年にいたるまでの、十八世紀を中心とする清朝支配下のいわゆる「泰平」期を通じて、同県の田主＝佃戸関係、佃戸の田主に対する抗租に、無言の影響を与えつづけていたことである。康熙四十一～四十三年の抗租についての署知県の告諭の主要部分をなす瑞金県民の上申書、道光二年刊とみなされる県志の按語は、いずれも、行政当局への訴訟や請願による制度改革要求という姿態をとり、一見「条件闘争」的な様相を呈する「日常」的な抗租も、ついに権力機構と対決する武装反乱へと転化する可能性をはらんでいると述べていた。上申書は、順治初年の抗租反乱の再来への恐れを語り、按語はその影響の持続を説く。順治初年の激しい抗租反乱の記憶が、上申書をさしだした田主や、田主の立場を代弁する県志の編者の頭脳から、半世紀乃至一世紀半以上も去りやらなかつたとすれば、他方、かかる反乱の事跡は、抗租する佃戸、抗租とかかわった被支配民衆のあいだにも語りつかれ、代々の抗租を精神的にも支えていたのではない

か。直接的資料こそないが、十九世紀初めには、「懦弱なる儒生の業有るも自主する能わざる者多し」という状況がつくりだされていたという事態を想起するにつけても、抗租する側における反乱の伝統の継承は、追求されねばならない課題であると思われる。

第三には、抗租と宗教結社との結合が見出されることである。すでに福建・江西・廣東省境地区廣東側の惠州府帰善県では、万曆二十三（1595）年、「田を借りて耕種する」ところの客民の間における宗教活動が看取されるが、江西側においては、康熙四十一（1702）年、瑞金県で小作契約解除料を要求する抗租を組織した彭兼六が、翌四十二（1703）年、「邪教」の指導者黃淑行兄弟と結びつき、自から「密密教主」となり、その結社を「明蠟」と号したという上述の事例が、抗租と宗教結社の結合についての最初の記録である。以後、かかる「邪教」との結合を経て、この抗租はいっそう激しくなり、田主・官側は、これを「乱」とみなして弾圧するに至る。「密密教」の存在形態や性格については、必ずしも明らかではないが、明末、崇禎十六（1643）年、贛州府定南県では、「何氏の家奴」で、数年の「流浪」生活から突如帰県し、「弥勒下界」などの「妖言を以て衆を惑わした」という「密教の楊細徳」の活動が伝えられている〔所引『西江志』卷十二〕。「密密教」あるいは白蓮教系の教団ではなかったかと考えられる。いずれにせよ、上述してきたような、今次の端金県の抗租と「密密教」の結合、この結合を経た抗租の展開のプロセスには、この民間宗教が、抗租参加者の思想・意識の内部における在来の社会秩序からの拘束感を打ち破り、集団の集中性を高める媒体となつたことがうかがわれる。しかし、与えられた資料からは、この民間宗教が、王朝国家の既存の支配体制を不当とする認識の飛躍を抗租の参加者にもたらしかどうかを明らかにすることはできない。ただ、筆者は、民間宗教は、単に「政治闘争」だけでなく、いわゆる「經濟闘争」「条件闘争」「日常闘争」の持続的展開にとっても一定の役割を果したものではないかという見とおしをもっている。抗租と民間宗教との結合については、こうした視角からも、その事例を掘り起し、検討を続けなければならない。

### 3 寧都県における抗租反乱

#### ① 前 史

寧都県は石城県の西方約40キロ、瑞金県の北方約70キロの地点にあり、南流して琴江と合し貢水を形づくるところの梅江のほとりに県城をもつ。明代にはこれら二県とともに贛州府に所属していた寧都県は、清の乾隆十九（1754）年には、これら二県を属県として従える直隸州に昇格する。〔『清史稿』地理〕

『道光寧都直隸州志』（以下道光『州志』と略称）卷十二・土産志に、「按するに州治の土産は、瑞（金）・石（城）と大約相類じ」と記されるように、山間の河川流域に開けた盆地を舞台とする主穀生産中心の経済的状況は、これらの県と同様であった。ただ、この県が、すでに明の万曆二十一（1593）年刊の県志の序文で、「幅員の広、財賦の繁、衣冠文物の盛、諸邑に甲たり」とされ、

清代中期に直隸州に昇格することは、その自然条件が二県に比べて主穀生産上有利なものであったことにもとづくものであろう。こうした条件は、北村敬直によれば「故郷に耕地を得られない〔他地方の〕貧農層」<sup>25)</sup>の移住を促す契機となっていた。清初の寧都県の農業生産関係については、北村敬直がさらに次のように指摘している。<sup>26)</sup>すなわち、寧都県農村部のうち、その上三郷に比べて肥沃な下三郷にある「地主」の土地は、武夷山脈を隔てて東側、省境地区の福建側にある建寧府、及び汀州府の寧化県、上杭県から移住してきた「佃戸」によって耕作されていた。また、上三郷の「耕家」には土着のものが多かったが、彼らは、多くの場合江西建昌府南豊県からきた人々を「長工」として傭っていた、という。清初の寧都県における農業生産関係において、このように移住民が重要な役割を果していたことは、石城県、瑞金県の場合と同様であった。道光『州志』卷十・田賦志に附載された、乾隆六(1741)年刊の寧都直隸州の地志——『乾隆辛酉志』の記事は、清朝支配の成立以来、「承平百年」を経たのちにおいても、清初の農業生産関係、とくに下三郷の田主=佃戸関係をめぐる状況が変わらないことを、次のように示している。

「蓋し上郷の田、耕に本籍多し。故に主佃相安んず。惟だ城中の世業は悉く下郷に属し、閩広の流寓の賃耕する多し。既に長すれば子孫復た客党を招く。」

さて、明初以来、明末に至るまでの、この寧都県における反乱の記録は、必ずしも福建寧化県の場合のように数多いものではなく、反乱の展開の画期もまた明確に決めがたい。道光『州志』卷十四・武事志の、この間の反乱についての記事は決して少くないが、そのかなりの部分は、寧都県の直隸州昇格とともにその属県となった石城、瑞金両県の事情について、両県の県志、贛州府の府志、江西全省の通志などの引用によって叙述されたものである。寧都県についてのこうした記録の少なさが、資料の遺され方の不備によるものか、この県の歴史的社會的諸条件の特質によるものかは、今確実には断定できないが、以下、清初の反乱期を迎えるまでの明代の寧都県にかかる反乱の記録を道光『州志』武事志によってたどり、その傾向性を推定しておきたい。

寧都県では、省境を越えて、瑞金、石城両県にまで及んだ、正統十三・十四(1448・49)年の、かの福建鄧茂七の反乱の波及についての記録はない。

弘治八(1495)年、省境地区における「流賊」対策としての南贛巡撫の設置以来、寧都県もその管轄下に入る。

明朝支配の第二の大きな危機〔本稿(一)7頁〕をもたらした反乱の昂揚期としての正徳年間、その十五(1510)年に、かの王陽明の鎮圧の対象となった廣東惠州府属和平県の「浰頭の賊」<sup>27)</sup>が寧都を二回にわたって「劫略」したのが、明代のこの県についてはじめての反乱の記録である。

嘉靖十九(1540)年、団溪山の「賊首」劉操らが寧都・瑞金両県を攻略、同三十一(1552)年、かねてから鉄馬寨に潜伏し、「号を立て夥を分ち、劫掠し逃を窩っていた」ところの「東山壠〔寧都県城東北68里〕の老賊」李延らが、寧都知県の潘翊、典史梁富春によって逮捕殺害された。同三十六

(1557)年には、瑞金県の壬田寨を「掠」した「広寇」梁能らの集団三千人が、東山壠を通遇し、掠奪を行った。同三十八(1559)年、「流寇」が東山壠に滞在したため、県では「民兵」を組織してこれを防ぎ、数百名の損害を与えた。

ところで、道光『州志』卷十四・武事志の按語によれば、嘉靖期には倭寇の活動が激しく、「閩・廣・江右の諸山賊が是れに乗じて起ち」、江西贛州府南部から廣東の惠州府・潮州府一帯の境界地域にある班竹樓、大帽山、連子山、さらにこの地域とつらなる福建汀州府上杭県の三塗、武平県の巖前、象湖、連城県の朗村などは、いずれも「盜窟」、反乱集団の根拠地であった。反乱集団は、この一帯から四方に出動して掠奪を行い、一時、地方の官吏は、これを防ぎえないという状態であった。しかし、三塗の「賊」を招撫して対倭寇戦に用いた明朝官軍の将戚繼光の作戦に続く官軍の出動によって、反乱集団の二大分派、福建で活動する廣東の「賊」、江西で活動する福建の「賊」は、そのほとんどが殺害され、残存部分あるいは撃滅され、あるいは招撫されて、隆慶四(1570)年には、活動は全くやんだ。十六世紀の10~50年代、正徳・嘉靖期に属する道光『州志』武事志の上記五つの記事は、明代寧都県の反乱集団の活動についての具体的な根跡のすべてであるが、これらはほとんど、倭寇の激化を契機とする省境地区の反乱活動の鼎揚期と対応している。

明朝支配の第三の危機、この王朝を滅亡させる最後の危機〔本稿(一)7頁〕を醸成した反乱の集中期については、寧都県を特定した記録はない。しかし、崇禎十五(1642)年、閩王總ら十四種の「廣賊」集団が、「各県の村落を流劫した」時〔東黑瑞金県志〕<sup>27)</sup>、その影響が寧都県にも及んだことは、ほぼ確実であろう。道光『州志』卷十四・武事志の「按語」が、「閩広に警有れば、〔寧都〕州治及び所属〔瑞金県・石城県〕と利害相関せざる無し」と述べているように、第一、二、三の明朝支配の危機に対応するところの省境地区における反乱集団の活動は、寧都県についての具体的な記録のとくにない場合にも、瑞金、石城両県、あるいは本稿(一)で見た寧化県の場合と、ほとんど同じように展開され、とくに崇禎期のそれは、清初の寧都県抗租反乱の前提条件を構成したと考えられる。

## ② 順治初年の抗租反乱

乙酉、丙戌、丁亥の年、すなわち順治二、三、四(1645~47)年、福建の寧化県、江西の石城県、瑞金県にあいついで起った県城攻撃をともなう激しい抗租反乱は、寧都県関係の地方志類の記事によるかぎり、この県では見られなかったものの如くである。しかし、この三年間とほぼ同じ時期、寧都県の佃戸が武装し、軍事組織を編成して田主に抵抗し、小作料の納入を拒否した事実は、本県の郷紳魏氏三兄弟の文集である『寧都三魏全集』(以下『全集』と略称)<sup>28)</sup>にはつきりと書きとどめられており、北村敬直によって、つとに平易な日本現代文で紹介されている。

「予、年十八〔順治初年に比定できる……森〕に及び、世の変亂に<sup>29)</sup>。佃戸、租税を占め、万総・千総の号を立つ。田主、畝を履れば、則ち刀を露にして相向い、執らえ縛りて貨賄を索む。敢えて〔佃戸〕を過問する

者無し」(『全集』「魏季子文集」序・卷七・「析產後序」)

佃戸は、万総、千総の称号をもつ指揮者をいただく軍事組織を結成し、この力によって田主と対抗していた。佃戸の武装と組織化は、次の資料にも示されている。

「甲申・乙酉の間、予見たり。不逞の徒、<sup>いとうどく</sup>名字を仮わり竊み、<sup>いとう</sup>郷境を剽掠し、城郭は蕭条、<sup>あせうつ</sup>村里は垣壘、百姓をして其の生を有もち、以て其の父母妻子を保するを得ざらしむるを。(『全集』「魏季子文集」・叙・卷十一・周左軍寿序)

「名字を仮わり竊む」とは、本来そのものには許されていない名称を不当に名乗るの謂であり、たとえば、先引の「析產後序」にあるように、官軍の将校の称号である「千総」、乃至これをもじった「万総」などを名乗ることも、そうした行為とみなされていたと思われる。郷紳・士大夫の視角からすれば、本来、既存の社会秩序の枠の外にあり、存在してはならないところの組織・集団が生れ、公然と活動していたのである。「周左軍寿叙」における「不逞の徒」という語は、直接的には武装した佃戸を指しているわけではない。しかし、「周左軍寿叙」の「名字を仮わり竊む」という句と、「析產後序」の「千総」、「万総」という称号との、上記のような照応は、前者の「不逞の徒」と後者の武装した佃戸との照応をも示している。寧都県にも、寧化、石城、瑞金の諸県と同様、順治初年に、武装した佃戸の組織が活動していたことは確実である。このことは、清朝中央権力成立の当初に寧都県下で「田賊」が活動していたことを記す下の文によっても裏付けられよう。

「敝邑田賊の害は、今日自りするに非ず。鼎革の初年、之を始む。租に踞り、田主を旅で拒む。馴に兵を郊隣〔県城の〕に称するに至る。西城の外、万瓦、其の焚虐を経、悉く邱虛と成り、今に迨ぶも灌莽目を極め、之を見る者寒心す。卒いに用兵を煩わし斬刈・洗蕩さること十の七」(『全集』「魏季子文集」卷九・牘・報当事)。

「田賊」とは、康熙、乾隆の『瑞金県志』の場合には、「田兵」と全く同義語として用いられ、士大夫の立場に立ったその蔑称としてのニュアンスをもつ。上記の「報当事」における「田賊」も、実質的には「田兵」と同じ内容を表現するものであろう。ここでの「田賊」は、同じ時期の寧化、石城、瑞金の諸県の「田兵」と同様に武装した佃戸の軍事組織であり、一方で田主への小作料の納入を拒みつつ、一方で県城の周囲にその軍を進めて戦闘を行っている。彼らは県城内には突入しなかったものの、県城西辺に近接する居住区を焼き払った。

以上のように、順治初年の寧都県においても、省境地区の他の県について見てきたように、抗租は、個別的な田主に対する個別的な佃戸の小作料=地代納入拒否の形をとらず、佃戸の共通の要求を、県の田主一郷紳・士大夫階級とその小作料=地代収奪を支える王朝国家の機構とに対する、集団的な武力の行使による威迫、集団的な反秩序・反権力闘争として、すなわち抗租反乱として展開されたのであった。

なお、順治初年の寧都県のこの「田賊」の組織は、まさにこの蔑称が成立するに足るほど強固な基礎をもっており、かかる基礎をふまえて、その活動範囲は県内ばかりではなく県外に拡がっていたと考えられる。順治三(1646)年、吳万乾の率いる石城県「田兵」の同県県城攻撃に際し、

「客綱」の頭目の下に糾合され、応援を行ったおびただしい「客戶」の中に寧都県のそれも含まれていることは、先に指摘した。寧都県の「田賊」の抗租反乱の背後にも、この「客綱」の影がうかがわれ、その組織や活動を支持していたと思われる所以である。この点は、行論の途次に再度検討しておきたい。

### ③ 金王の変期の反乱

ところで、寧都県の「田賊」の活動については、北村敬直が、前掲書において、「明清鼎革」の頃、順治初年から、三藩の乱を経て、康熙二十年代（ほぼ1680年代と対応する）に至るまで、『全集』の諸記事を十二分に消化し、一方で清初の寧都県、及び江西南部における政治過程をふまえながら、生き生きと描いている。北村のこの仕事に付け加える点はほとんどない。ただ、寧都県の「田賊」の活動をより全面的に理解するためには、地方志の記載をも参照しながら、一つには指導者の固有名詞をも含むこの県の「田賊」の存在形態についての具体的認識を拡げ、省境地区諸県の抗租反乱との関連をさぐり、また、北村の明晰に記した政治過程の展開と対応するところの「田賊」以外のさまざまな反乱集団の動向にも眼を向けるといった作業が必要ではないかと考えられる。以下、上述した順治初年以降に続く寧都県における諸反乱の展開を、「田賊」の側から、彼らのその後に注目しながらたどっていく。

順治五（1648）年一月の金王の変に際しては、省境地区福建側の寧化県で、「土賊」、旧明朝の官僚揭重熙の甥掲景<sup>ちよう</sup>、「妖賊」賴子明など、さまざまな反清勢力が蜂起し、県城外の農村部では、一つとして「賊」の軍營でないところはないという状況が現出していた。〔本稿（一）21～23頁〕省境地区の江西側では、すでに見たように、瑞金県の反清蜂起が、六月には五、六万人の規模で県城を包囲する盛り上りを見せるようになり、石城県では、金声桓の蜂起以来、この年二月に始まり、七年の正月に至る丸二年の間、「廣賊」を中心とした活動が続いている。北村は、この間の事態について、おそらく『同治贛州府志』卷23・武事によったとみなされる叙述の中で、「贛州府下の各県では、金王の変がおこるや、一斉に土賊が蜂起し、南康、信豊、会昌、興国など〔瑞金・石城より西方・南方にある〕各県では、県城が土賊に占拠された。寧都でも同様であって、金王の変に応じて、直ちに土賊彭順慶が挙兵して県城を占拠し、軍門と自称して順治七年<sup>30)</sup>までその勢力を保った」と述べている。

順治六（1649）年正月、清軍は金声桓、王得仁を、彼らが起兵した当の南昌府城に破り、両名は誅殺されるが、起兵を機に拡がった反乱の機運は、いぜんとして持続された。<sup>31)</sup>

北村が一方で用いている『明清史料』丙編・第八本所収の南贛巡撫劉武元の「掲帖」によれば、順治七（1650）年二月、寧都県城内には、自から「王」と「称号」する彭賀伯（名は順慶。賀伯は号。）と、彭賀伯から「軍門に封職せられた」彭大景があった。寧都県城は、清朝権力の支配から離れ、一個の自立した権力の下に置かれたのである。

道光『州志』卷十四・武事志は、「賊彭賀伯」が、彭達慶、蔡作如、蔡祥生、馬松齡、連茂子、楊牛牯、賴瑞瞻、周善慶らの「里巷の無類」とともに「閔聖会を結び、猖獗にして制する莫し」と述べている。道光『州志』はこの記事の後に、「党を聚め会を結ぶは、里巷の無類の游民多し。彼、功令の森嚴なるを知らず。始めは以て羣飲し、繼いでは於って酗酒い、端無くして事を滋す」という按語を附している。また道光『州志』は、日本に現存しない張尚璫撰、康熙52(1713)年刊の『贛州府志』を引き、「陽都(寧都)彭順慶、技撃を善くし、力を以て里巷に雄たり。邑中無類少年、多く之に依る」としている。彭賀伯の権力の中核をなす集団(閔聖会)は、都市(里巷)を基盤とし、在來の社会秩序から疎外され、あるいは意識的にこの秩序から遊離した人々(無類游民)を主たる構成員としていたのである。こうした特徴は、この集団が支配権力としての清朝にはっきりとした否定的態度を示したこととあわせ、江南デルタの蘇州府太倉州沙溪鎮の「無類子」<sup>32)</sup>が組織し、順治二(1645)年に激しく活動した「烏竜会」と、共通する点をもつ。明清交代期のもっとも顕著な民衆反乱が、江南デルタでは奴変であったのに対し、福建・江西・廣東省境地区では抗租反乱であったという鮮明な対比が見られる中にある、「都市」の無類によるこうした活動の共通性は、時代の一つの質を示すものとして注目される。

また、上記劉武元の「掲帖」によれば、この頃、寧都県城外の農村部には、東竜馬頭の鍾四、水東の杜姓、郭姓、東流の張姓、金姓、大埠の羅姓、寧姓らがそれぞれ軍營を置き、おびただしい兵力を集結させていた。さらに、道光『州志』卷十四・武事志によれば、この年、「土賊」の宋惟耐、張振寰、江習成らが懷德郷に集結し、黃陂山の「寇」がこれに呼応していた。城内城外を問わず、寧都県の全域が、順治七年前半には、反清勢力の軍事的制圧の下にあったのである。

ところで、さかのぼって、その正月に金王の変の起った順治五(1648)年の三月には、温應宣という者が、「客綱」を招集し、寧都県城を攻撃し、嚴重な防禦にさえぎられて遂に逃走するという事件が起っている。(道光『州志』卷十四・武事志所引の『陽都旧志』による)温應宣の攻城は、金王の変に呼応する反清武装蜂起の一環として行なわれたものと考えられる。「客綱」が県境、省境を越えた組織であり、各県の「客戶」を統一的に動かしえたこと、省境地区各県の佃戸の主要部分が「客戶」「客民」と称される移住民であったことは、すでに明らかにしてきた。温應宣指揮下の「客綱」の寧都県城攻撃も、この独自の組織を媒介とし、県内、県外の「客戶」「客民」を結んで行なわれたものと考えられる。この年、瑞金県の「奸民」が反清をかかげて蜂起した際、「廣賊」の閻王総集団を招いたこと、「奸民」閻王総の側に従った「郷人の勇者」の中には、旧「田兵」を構成した佃戸が含まれるとみなされることもすでにふれたが、こうした瑞金蜂起の存在形態の中にも、「客綱」の関与が推測されるのである。上記順治七年六月付の劉武元の「掲帖」の冒頭の一節は、「客綱」の役割についての重要な指摘を含む。

「竊かに昭らすに、寧都一県は、贛州の巨邑為り。江西の広〔広信府〕昌〔建昌府〕、閩省の寧化に界連し、人頑にして地險、夙とに賊藪と称せらる。幸いにして連年征剿し、尽く客綱諸賊を掃い、地方稍や平らぐ。金王叛變自り以来、渠魁彭順慶、即ち賀伯と号し、……僭号して王と為り、……乱を一方に倡え、蹂躪すること兩載云々」。

ここでは、少くとも、順治五年の金王の乱以前にあって、寧都県における清朝支配確立のための中心的な鎮圧対象であったのが「客綱諸賊」であったことが、はっきりと示されているのである。

る。この「客綱諸賊」は、劉武元によれば、金王の乱以前に一掃されたことになっている。しかし、その勢力はいぜんとして保持されており、金王の乱の年、温應宣は「客綱」を率いて寧都県城に迫ったのであった。

「掲帖」によれば、順治七（1650）年六月、南贛巡撫劉武元の率いる清軍は、ようやく寧都県城を陥落させ、寧都県は再び清朝の支配下に入った。秋、知県徐士亮が着任し、「營鎮を建設した」ので「地方は始めて靖まった」はずであった。だが、翌順治八（1651）年、前年に一度清軍の招撫を受け入れていた県下黄村の「寇」で「驍勇絶倫」の郭達伯が再び反乱する。招撫されるまで清の將軍孔國治、鮑虎を常にうち敗るだけの力を發揮していた郭達伯の抵抗は、その後も順治十年まで続けられるが、この年、贛州府駐在の清軍によって、逮捕、誅殺される。<sup>34)</sup>

数年間、寧都県での「寇」「賊」集団の活動はやむ。しかし、順治十六（1659）年、廈門、金門を根拠地とし、浙江、福建、廣東など東南沿海に支持基盤を形成しつつ、清朝打倒の体制を固めていた鄭成功が、大挙して北伐し、長江河口から南京へと攻めのぼると、華中・南にはふたたび反清の気運がもりあがった。<sup>35)</sup>寧都県内でも「賊」が文坊村に集結し、県城をめぐって城民との間で攻防が行なわれた。城民によって「賊」は撃退され、以後、こうした動きはしばらくみられない。

順治五年の金王の変の勃発は、以上のように、寧都県内の「賊」「寇」の反清活動をうながしてきた。この活動に、佃戸をその構成員とする「田兵」「田賊」がどのようにかかわっていたかは、道光『州志』卷十四・武事志など、地方志の記事の上では、直接的にあとづけることができない。しかし、のち、康熙二十七～三十一（1688～92）年頃、当地の郷紳魏氏三兄弟の末弟である魏礼は、「寧都の亂佃、害を肆いままにして、積むこと數十年」〔全集『魏季子文集』卷七・序・宋中丞公六十序〕と述べており、この間にも「田兵」「田賊」の組織はいぜんとして保持され、「寇」「賊」と称される集団の活動と呼応するうごきを示していたと思われる。先述したように、「客戸」としての佃戸をその下に結集している「客綱」の根づよい活動は、この期間の当初にも確認されており、「田兵」「田賊」の組織的力量の持続を間接的に示していると考えられる。

#### ④ 三藩の乱期、康熙二十年代への反乱の継承

康熙十三（1674）年三月、三藩の乱の一環として起った福建の耿精忠の起兵の影響が、省境地区江西側の諸県で急速に拡大していったこと、耿精忠に呼応した「田賊」吳八十らが大軍をもって、この年、六月十五日、石城県城を陥落させたこと、この戦闘に曾若千なるものが衆を率いて参加し、六月末西方に移動して出身地寧都県の県城を攻撃したことなどは、すでに述べたとおりである。道光『州志』卷十四・武事志によれば「閩寇」王寧二の隊を先鋒とするこの曾軍に対して、寧都県城では、營將劉体君が清軍を率い、知県宋必達が郷勇を組織し、贛州府からの清軍の援助を得てこれを破り、包囲を解いた。しかし、北村敬直は、「甲寅、西南の變起るに方り、境

百里は強敵を環らし、十里には伏莽多く、門以内にも奸民の白棓を持して起たんと欲する者相い見る」〔『全集』「魏叔子文集」卷〕といふ魏禧の認識などにもとづき、寧都県城は、清軍、鄉勇によって防衛されたものの、「一步城外に出ると、この辺一帯に賊が潜伏しており、少くとも村落地帶では、清朝側の官憲といつても、むしろ耿軍側に支配権があるような状態であった」と指摘している。<sup>36)</sup>

康熙十四年、清軍と三藩側耿精忠軍との主戦場は、北村が述べているように寧都の西南方、雩都県に移った。翌十五年以来の戦闘の展開を、道光『州志』卷十四・武事志にもとづいて、北村の叙述を参考にしながらたどると、以下のようになる。十五年十月、浙江から南進した清軍の前に、耿精忠は本拠福建で清軍に投降する。十六年五月には、三藩の一角、廣東の尚之信も投降する。この年には江西全省にわたって清軍の圧力が増大し、湖南から江西に西進して吉安府城を占領していた吳三桂軍の将韓大任、陳堯年は、四月、清軍の包囲をもちこたえられずに吉安を捨てた。韓大任は寧都県の陽朔から黃陂に、陳堯年は竹篙嶺から綠村に到着し、寧都県下農村部の「半ば」（北村）を制圧下において最後の抵抗を試みた。しかし、十月、清軍が大挙して攻撃を加えると、韓大任は軍營を撤去して逃去し、十七年に入つて福建へ赴き、途次江西東部の省境地区で清軍と交戦しつつ汀州まで逃げ、そこでついに清軍に投降した。陳堯年の以後の動向は具体的には不明であるが、戦闘は、韓大任の投降をもって終局を迎えた。

省境地区江西側各県の三藩の乱における攻防戦の中で注目されるのは、三藩側に立った「田賊」吳八十の石城県城包囲攻撃の事実とともに、康熙十四（1675）年、寧都県下で同じく三藩側に立つて反乱した謝三総が佃戸であったことである。すなわち、道光『州志』卷十四・武事志によれば、謝三総は本名を思礼と言い、福建の人であった。寧都県に移住し、「佃耕」——田主から田を借りて耕作していたが、後、三藩側に投じた。謝三総の行動について、道光『州志』は、この年十二月十三日の夜、謝が「賊衆を率いて李家坊を焼き掠め、男婦を殺戮すること勝げて數う可からず」とのみ述べ、その掠奪者としての側面を伝えるだけである。しかし、「田賊」とも呼ばれた石城県の吳八十と同様に、謝三総が福建からの移住者であり、かつ佃戸そのものであることは、三藩の乱に呼応した寧都県の反乱集団の中に、順治初年以来の省境地区江西側各県で見られた「客綱」あるいは「田兵」「田賊」と相共通する性格をもつものがあったことを示唆する。

北村敬直は、『全集』、とくに魏礼の「魏季子文集」によりながら、清初寧都県下の「田賊」を、福建から移住してきた佃戸と、同じく主として福建から移住し、佃戸とともに「反地主的な運動」を展開する「土寇」とからなるとし、この「田賊」の活動が、「三藩の乱をきっかけにして、大体のところ、康熙二十年代に活発な動きを展開する」と述べている。<sup>39)</sup>寧都県の「田賊」についてのこの北村の概括的見解は、吳八十、謝三総の指導した集団のみならず、清初の福建・江西・廣東省境地区江西側の抗租反乱を担った集団一般の性格をも包括するすこぶる示唆的なものである。以下では、この示唆をもふまえつつ、省境地区江西側抗租反乱全般の存在形態と性格と

を相互関連的に認識しようとする本稿の立場から、あえて重複を犯しつつ、三藩の乱、及びそれ以後の時期における寧都県の「田賊」について検討しておきたい。

「茲に甲寅の変あり。閩の建寧・寧化の佃の〔寧都県下の〕下〔三〕郷に居れるもの、蓋し数百年相い接ぎて茲に衣食する矣。無頼十余輩有り。復た余亂に乘じ、奸愚を煽り脅す。旅まりて〔田主を〕拒むの形、已に今に極まる。〔順治初年のごとき〕郊城の災、恐らくは後に釀されん。」(『全集』「魏季子文集・卷九・贋・報当事」)

甲寅の変——三藩の乱に当り、福建の建寧府、汀州府の寧化県から移住して寧都県の下三郷の土地を耕作する佃戸が、乱の余波に乗じてなされた、十余名の「無頼」の“煽動と脅迫”によつて、集団で田主に抵抗する勢は極度に激しくなり、かつて順治初年に寧都県城に隣接する一帯が蒙ったのと同様の災禍が釀成されつつある。魏礼はこのことを寧化県の当局一知県に訴えているのである。

「今、寧都の大害、首は田賊在り……中略……田賊の渠魁、實に耕す者十に一、二無し。率ね游手、空を巣き、人を掠びて之を食うの大慘なり。……中略……東南の変(三藩耿精忠の乱)起るや、賊に附して城を窺い、克たざれば則ち諸の佃戸を蠱惑して謂わく、吾、汝等の為に数百年の旧例を革去せんと。是に于いて諸の游手を聚め、官に賄して事を集らしめんと欲すと称せしめ、械を持ちて莊に入りて、頭会賓歎せしめ、錢無き者は則ち其の農器・畜糞を搜いて去らしむ。自ら田兵と称するも、佃戸多く之を厭苦す。」(『全集』「魏季子文集・卷八・書・与李邑侯書」)

きわめて卒直に田主としての階級的立場を表明したものとして著名な、寧都知県李某に宛てたこの書簡の上記の一節で、魏礼は、「田賊」の指導者としての「無頼」、その手足となる「游手」と、その構成員としての佃戸との差異を、ことばをつくして表現し、指導者側の立場が佃戸の利害とは無縁のものであることを徹底的に批判している。また、魏礼は、「田賊」の指導者は三藩の乱が起るや、三藩側に立って清朝支配下の県城を攻撃しようとして失敗し、その結果、佃戸の利益を侵害している長年の旧例(慣行)を破棄してやると佃戸に対して約束し、佃戸からきびしく活動資金をとりたてているとして、「田賊」の活動が反清蜂起への呼応を第一の契機としており、反清蜂起の担い手である非農業民の働きかけによって始められたものであることをかさねて強調する。

「田賊」の指導者の中に、非農業民、乃至非農業民としての側面をもつものが少くないことは、瑞金県の抗租反乱の場合や、石城県の吳八十の例に照らしても確認できる。また、三藩の反清蜂起の展開が、順治のごく初年、金王の変につづく省境地区抗租反乱の鼎揚にとって不可欠な契機であったことは、確認しておかねばならない事実である。と同時に、「田賊」が佃戸を主とする構成者とする組織であり、佃戸の要求の実現を目的としていたことも、見失ってはならない。すでに述べたように、魏礼とその次兄の魏禧とは、すでに明清交代直後の時点について、武装した佃戸の組織による抗租を目的とした反乱が展開していたことをその眼で確認している。また、魏礼の長子魏世徵は、「田賊」の活動が他ならぬ抗租反乱であり、また三藩の乱期にとどまらなかつたことを簡潔に指摘している。

「甲寅の変乱より十有余載、田賊、租税を踞し（さしあさえ）田主を執えて虐げ奇刑もて肆いままに拷掠し、有司能く禁ずる莫し」（『全集』「魏昭士文集」卷三・序・駱將軍家譜序）

魏世倣のこの発言は、康熙三十三（1694）年に行なわれたものであるが、「田賊」の指導者と、その活動の資金の提供を強制され、かつやむなくその活動に参加する佃戸との矛盾を強調するその父魏礼の見解とはニュアンスを異にする。ここでは、「田賊」が、小作料をさしあさえ、田主を暴力で威迫し、県当局が容易に介入できない状況、すなわち、佃戸の階級的利害を直接的に実現する“体制”を長期にわたって保持していたことが示されているのである。「田賊」が、「賊」であると同時にまた「田の賊」乃至「佃の賊」である所以がここに看取される。

道光『州志』卷十四・武事志は、三藩の乱鎮压後十年、康熙二十七（1688）年、魏世倣の述べた寧都県の「田賊」の活動の中でも、特にきわだったものとみられ、先述したように、十八世紀初頭の隣県瑞金でも語り伝えられているところの大きな抗租反乱の勃発を記録している。

「康熙二十七年、李矮、李滿、王煥英等、佃戸を糾して抗租し、砦に拠りて劫を行い、名づけて田兵という。貢生彭栄仁、鄧珣、武生曾先定、相い継いで官に鳴う。邑令李聘、矮等を袒護す（弁護する）。栄仁の子先成、台省に籲う。〔栄仁の〕姪揆文、参将王国忠を導き、兵を引いて捕獲す。矮、乱民を以て法に伏す。李令、革職さる。」

改めて根拠地をかまえ、武装して、その集団を自から「田兵」と称するこの康熙二十七年の抗租反亂こそ、実は、魏世倣の父、礼が、「田賊」をはげしく罵る、先の知県宛書簡、「与李邑侯書」を執筆した直接的契機なのであった。北村が「知県李某」としているのは、書簡中の「王煥英諸凶」などという対応箇所にかんがみて、ここにいう「邑令李聘」のことである。そして、李矮ら「田賊」の「渠魁」が、突然外部から現れ、佃戸を組織して“劫”に従事する“賊”では決してなく、いかに佃戸の生産と生活を熟知し、この県の田主・佃戸制に対する佃戸の具体的な要求の実現を目指していたかは、実は、魏礼がこの書簡の後半を割いて詳細に反駁している「田賊」側の主張、すなわち、知県の李聘が承認の方向を示していたところの佃戸の三項目の要求を織りこんだ主張自体が見事に示している。

北村敬直は、「魏氏三兄弟とその時代」（『清代社会経済史研究』前掲・第四章）第八節・「寧都県の地主・小作制」の中で、この三項目について詳細な分析を加えている。原資料に即して要約すれば、「田賊」側の要求の第一は、租米を「官斛」一官定の量器一より小さい「小斛」ではかっているという名目で、田主が附加徵収している「桶子」の撤廃である。第二は、小作契約を締結する際、田主が「批田銀」一保証金として佃戸から徵収する金額を、佃戸が分割延払いする際に田主に支払う利息分としての「白水」<sup>40)</sup>の廃止である。第三は、県城から租米の徵収に赴く田主の家僕の交通費として、田主が徵収する「行路」の廃止である。

ここで注意さるべきは、この第一、第二の項目が、十八世紀前半、雍正初年の瑞金県の抗租において、当時の贛州府知府が一旦承認した佃戸側の要求と同一のものであることである。〔第二節参照〕他方、第一の「桶子」の廃止は、また、1640年代半ばの寧化県、石城県の抗租反乱にお

いても要求されており、〔本稿（一）（二）、及び第一節参照〕第二の「白水」の廃止は、いわば耕作権の有償賦与に際しての代価支払方式をめぐる要求であって、1670年の石城県における抗租、1701・2年の瑞金県の抗租と共通する性格をもつ。〔第一、第二節参照〕「田賊」は、17世紀半ば前後から18世紀前半期にかけての省境地区諸県における佃戸の普遍的な要求を体現することによって、はじめて「田賊」たりえたのであった。

ところで、北村は、田主の立場を尖鋭に主張する魏礼の抗議後、「この問題の結着がどうついだかは明かでない」とし、一旦は佃戸側の要求が実現したかもしれないとしていた。しかし、この康熙二十七年の抗租反乱に際し、着任の日、寧都県の「士民」——郷紳・士大夫と一般の田主——から詳しく述べて事情聴取をしていたにもかかわらず、佃戸を「袒護」した邑令李聘（「与李邑侯書」前掲）は上記の道光『州志』の記事によれば、「田賊」指導者の逮捕・処刑と同時に免職されており、佃戸側の要求は斥けられた、と考えられる。

すでに三藩の乱を乗りきった清朝権力の下で、康熙二十七（1688）年の抗租反乱は鎮圧され、「田兵」「田賊」による反乱としての抗租は、寧都県においても、一応終息に向う。しかし、十九世紀前半、道光四（1824）年に刊行されたこの道光『州志』の編者たる一知州は、康熙二十七年の抗租反乱についての上記の記事に附した按語で、「此の風、今猶お未だ息まず」として、十七世紀後半期の寧都県抗租反乱の影響が百余年後にも、なお残存しているという認識を示している。十八世紀の30年前後に、寧都、石城、瑞金を含む贛州府下の各県で、先述したように、「奸民」の抗租が展開されていたという事実〔第二節参照〕に即しても、この間、抗租は中絶することはなかったと考えられる。十七世紀半ば前後から後半期にかけての「田兵」「田賊」の武装抗租——抗租反乱は、清朝の「泰平」といわれる相対的な支配の安定期の下での抗租の恒常化の前提をなしたのであった。按語は、つづけて、「偶し荒歉に遇えば、則ち奸民私かに議約を立て、預め租額を定め、更に狡猾にも、田主をして、議を主どりし人の姓名を知らしめず。蓋し、此の輩も亦た、功令の森嚴なる、但だ欠租を以て控を受くれば、尚お官府の寛貸を邀む可きも、衆を糾して抗租すれば、固とより大きく法の究めを干すことを知るればなり」と記している。

ここには、もはやこの省境地区のみにとどまらず、恒常化した抗租、すなわち「経済闘争」、「日常闘争」、「条件闘争」と呼ばれ、王朝国家権力と武装をもって敵対する反乱と対比されている十八世紀の抗租の評価にかかわる問題が提示されている。すなわち、清朝権力が、佃戸の租一小作料をめぐる行動に関して、唯一つ容認するのは、租の滞納について田主と法廷で個別的に争う場合——「欠租受控」——に限られる。不作の際に、佃戸が集団で自分たちの租の納入額を自主的に決定するという、それ自体武装をともなわぬ行動すら、「糾衆抗租」とされ、法を犯すものとして厳しく処断されたのであった。抗租反乱という形態をとらぬ「日常闘争」自体も、権力の弾圧を受け、権力によって反乱と同次元でとり扱われる非日常的な性格を内包していたのである。

寧都県の抗租反乱については、改めて立ち入った概説は行わない。われわれは、17世紀40年代の半ば頃、順治初年から、この世紀の後半にかけての当県で、石城、瑞金両県と基本的に共通した特徴をもつ抗租反乱の展開を見出す。そこには佃戸を結集した武装集団たる「田兵」「田賊」の持続する活動、非農業民によるその指導、地下水脈のごとくこの省境地区に根を張り、「田兵」「田賊」の活動を媒介する「客綱」組織の根跡などがあった。十七世紀のこの抗租反乱が、十八世紀以降の抗租の持続的展開の前提となる事情も瑞金県の場合と同様である。

## 小 結

最後に、省境地区江西側三県の抗租反乱の存在形態の特徴を概括しながら、とくに、反乱の社会的基盤について考えておきたい。

一。抗租反乱の根底には、第一に直接生産者たる佃戸の労働の所産としての労働生産物の分配をめぐる田主と佃戸との矛盾があり、これは量器の操作による正租の増徴分の削減、諸種の形態をとる副租の廃止などの佃戸の要求に示されている。第二に佃戸の耕作権を、田主の土地所有権とは全く独立した権利として定立することをめぐる田主と佃戸との矛盾があり、これは、永佃権の確立、小作契約解除料の佃戸への支払いといった佃戸の要求に表現されている。

二。武装した佃戸の組織としての三県の「田兵」(「田賊」)は、十七世紀40年代の半ば頃、順治初年に、それぞれの県城を攻撃して、これらの矛盾の解決、要求の実現をめざした。「田兵」は、70年代乃至80年代まで活動を続け、暴力で行政当局や田主を威迫しつつ要求を実現しようとした。十七世紀の抗租反乱は十八世紀以降の抗租に影響を残しつづけた。十八世紀前半瑞金県では耕作権をめぐる佃戸の要求が実現した。

三。順治初年の反乱で県城の攻略に成功した瑞金県の「田兵」は、耕作権の確立を証明するため、小作契約証書の記載事項の変更を県当局に迫り、公印を捺させていている。たしかに、「田兵」は、王朝権力の打倒、自立した新たな自己権力の確立をそれ自体としてはめざしていない。しかし、「田兵」は、この瑞金県の場合に如実に示されているように、明、南明、清と、めまぐるしく変る王朝国家の行政当局を、彼らの要求を実現する一つの道具とみなすまでになっているのである。「田兵」のこうした反権力活動の最盛期、十七世紀40年代半ばの順治初年から70年代の三藩の乱期に至るまで、田主の土地所有の実現、すなわち小作料の徴収を保証していた社会秩序は混乱を続けた。三藩の乱期に、「田兵」が三藩側の反清闘争の一翼を担ったことは、旧来の社会秩序の復活再編をはかる清朝権力への抵抗の意義をもつものと考えられる。抗租反乱を「経済闘争」と局限することはできない。この反乱は十七世紀の福建・江西・広東省境地区に固有の、既存の社会秩序に抵抗する包括的な階級闘争とみるべきである。

四。「田兵」という組織形態をもつこうした佃戸の闘争は、集権的統一権力としての明朝の崩壊

と、新権力としての清朝支配の未確立という政治情勢を媒介として起ったが、この政治情勢を福建・江西・広東省境地区で醸成し、維持していく上で、広東、福建方面の「寇」、「賊」といわれる反乱集団の各県への進入・掠奪は大きな役割を果している。

五。三県の佃戸は、多くの場合、「客民」、「客戸」と称される移住民であり、彼らと土着民である田主との間には、田主＝佃戸関係一般のはらむ矛盾のみでなく、土着民と移住民との矛盾が内在していた。他方、移住民の一定部分は非農業民であり、商業に従事する外、県の行政機構の胥吏、衙役、捕吏など、行政執行の実務を担当していた。彼ら移住民は全体として、特定の県の農村部の特定の地域に局限されない広い視野と知識をもっていたと思われる。

六。県境、省境をこえた活動形態が石城県抗租反乱の場合に確認されている「客綱」の全貌は明かではないが、移住民を構成者とし、移住民社会に大きな影響をもつ民間組織であり、各県における「田兵」の組織、活動にも媒介的役割を果していたと考えられる。また、福建、広東方面から省境地区各県に到来する「寇」「賊」集団は、瑞金県の例に示されるように、各県の移住民との間に、排除しあうのではなく、呼応しあう関係をもっていたと見られる。寧都県をめぐる戦闘の中で清軍の将が吐く「客綱諸賊」ということばにも照らすとき、「客綱」が双方を結ぶ役割を果していた可能性が濃い。

七。「寇」「賊」集団や「客綱」は、田主の有力部分を構成する郷紳・士大夫が統率し、王朝権力と互いに支持しあっている在地の社会秩序の枠外の存在であった。佃戸は直接生産者の主体をなすものとして、また、非農業民の一部も行政機構の下層の担い手として、それぞれ一面ではこの枠内にくみこまれているとはいえ、他面、かれらはその「客戸」、移住民としての側面においては、枠をはみでた存在であった。「客戸」——「客綱」——「寇」「賊」という一連の存在は、それ自体が日常から在地の本来の社会秩序と矛盾を内包しており、その弱い環を構成していた。

八。省境地区江西側三県における「田兵」(「田賊」)の形成とその抗租反乱への決起は、以上のような社会的基盤の上に形成されていた。同時期の中国の政治情勢の中で、この地区の民衆反乱が、流賊でもなく、奴変でもなく、抗租反乱という形態をとった所以はこのことの中に見出される。

さて、「田兵」及びその担った抗租反乱の歴史的性格を把握するためには、第一に田主＝佃戸関係、「客民」、「客綱」、「寇」「賊」のそれぞれの形成過程、第二に明朝の倒壊と清朝の成立を生んだ政治情勢自体の醸成の道すぢを明らかにしなければならない。これらの点は、第三章に予定する省境地区広東側の抗租反乱の分析、再び福建側寧化県の抗租反乱に立ちかえることをも内容として予定している総括の章において検討したいが、いずれの場合も長期的視野が要求されよう。たとえば、本稿(一)で言及したように省境地区抗租反乱の先駆ともいるべき15世紀半ばの鄧茂七の乱にさかのぼることも一つの手だてとして必要になってくる。一つには、16世紀半ばまでに作られた茂七伝説ともいるべき諸記録に、<sup>42)</sup>移住民、「豪俠」の徒、殺人犯、市場の支配者、

県衙門の下働き、宗教結社の指導者など、本稿で追求している抗租反乱を契機とする諸要素を茂七がすでに具有していたことが語られているからである。今一つには、茂七が実現しようとした佃戸の要求〔本稿（一）8頁〕にはなかった新しい要素、租=小作料の額自体の削減、耕作権の確立などが、17世紀の抗租反乱では提起されているからである。解決は容易ではないが、努力を続けたい。（未完）

## 註

- 1) 筆者は、こうした立場に立つ見解を、「明清時代の土地制度」岩波講座『世界歴史』12・中世6で述べている。
- 2) 「十七世紀の福建寧化県における黃通の抗租反乱」（一）『名古屋大学文学部研究論集』59、全（二）同『論集』62。なお、本稿（三）、すなわち本章では、引用資料及び文献は、できるだけ本文の中で、叙述の一寸として、あるいは割注、囲み注、などの形によって示すようにした。文言で書かれた原資料は、すべて和訳するか、書き下し文に改めたが、和訳の場合原文を提示する必要があると判断される箇所については、（←）の符号をつけて原文を記した。和訳、書き下し文のいずれについても、文中の〔 〕は、筆者が補ったことばである。本稿で依拠した資料の多くは、傅衣凌「明清之際の“奴變”和佃農解放運動——以長江中下游及東南沿海地区為中心的一個研究」（『明清農村社会経済』1961年、北京、生活・讀書・新知三聯書店）によって、私たち日本の研究者に集約的に紹介されたものである。日本に現存するものについては、原典を収集して再検討を加えている。
- 3) 本稿（一）7頁に、趙健生・高昭一「明正徳間幾次農民起義的経過和特点」151～153頁（『中国農民戦争史論文集』1954年、上海、新知識出版社）の見解にもとづき、明朝支配の三つの危機をもたらした農民戦争の三つの昂揚期を設定しておいた。
- 4) この間の順治『県志』の原文は、  
万乾恐勢不能勝、又要聯密綱頭目鄭長春・李誠吾・連遠侯、結党惑衆、名綱義約、王振初名集賢会、糾寧都・瑞金・寧化等處客戸、一歲圍城六次、城外及上水鄉村燬幾尽、巡簡司俱為之燬  
であるが、「王振初名集賢会」の句については、「振」らしき字の形が不鮮明である外、文意自体が、全文の流れの中で把握しにくく、本文ではこの句を省略した解釈を示しておいた。傅衣凌は、中国に現存する乾隆『県志』を引き、「王振初名集賢、嘗糾寧都・瑞金・寧化等處客戸」と句読している。後考を期したい。
- 5) 傅衣凌前掲論文138～139頁。
- 6) 謝國楨『南明史略』154～155頁参照。
- 7) 北村敬直『清代社会経済史研究』（1972年、大阪市立大学経済学会）第四章「魏氏三兄弟とその時代」（原載「寧都の魏氏—清初地主の一例」大阪市立大学経済学部『経済学年報』7・8）132頁。
- 8) 『乾隆瑞金県志』卷一、疆域に「虔撫李汝華曰、瑞金在郡東偏、相距三百八十里、陸通閩粵、水連章貢、使客絡繹、供億頻繁」とある。
- 9) 次節でふれる『寧都三魏全集』所収『魏季子文集』卷八・書・与李邑侯書では、「田兵」（=「田賊」）の田主への抵抗の禁圧を求めて知県に訴えた人々が、「本邑士民」と表現されているのを参考にすれば、「士」以外の「民」とは、ほとんど田主を意味するといえよう。
- 10) 謝國楨『清初農民起義資料緝録』（1957年、上海人民出版社）一・概述・六・「贛閩粵農民起義軍」には、江西南安府と廣東南雄府にまたがる大庾嶺の雲山に「寨」をかまえ、「五軍都督」と称し、江西南部、大庾嶺、湖南、廣東の間をはせめぐっていた「廣東農民起義軍」の「領袖」羅榮の綽名を「閻王爺」としている。

- 11) 『康熙瑞金県志』卷四・里甲, 『乾隆瑞金県志』卷一・疆域などによれば, ここでいう「八郷」に相当する八つの地域は, それぞれ「里」と表現されている。
- 12) 「三」が「二」の誤りでないとすれば, 三つの権利のうちには, 所有権と耕作権の二つが含まれていることは分るが, 今一つについては全く言及がなく, 経営権とでもいべきものとも想定されるが, 確定はできない。
- 13) この間の軍事情勢については, 康熙五十九(1720)年刊の『西江志』卷33・武事5による。
- 14) 李徳美が「暫らく県事を署するを委ねられた」ことは, 後出徐珩の知県就任とともに, 『乾隆瑞金県志』卷四・秩官で確認できる。なお, 徐珩は順治三年から七年まで任にあった。
- 15) 三つの地名の位置については, 乾隆『県志』卷一・疆域による。
- 16) 以下の二つを含む三つの地名については, 康熙『県志』卷二・地輿による。
- 17) 康熙十二・十三年の軍事情勢については, 『西江志』卷33・武事5による。
- 18) 二つの地名については, 註15)に同じ。
- 19) 「明蠟」は, 「密密教」を奉ずる集団の名と考えられるが, 「号為明蠟」の四字の意味は確認しがたい。教示を乞う。
- 20) ここでは詳論できないが, 筆者は, 社会関係とは, 生産関係, 身分関係, 階級関係, 共同体的関係などの多元的な人と人との関係を包含する概念であると考えている。従って, 上記の生産関係も, 社会関係の重要な構成要素の一つとしてとらえている。
- 21) 註10)参照。
- 22) 『康熙惠州府志』卷五・郡事上, 『乾隆帰善県志』卷一・事紀下による。
- 23) 抗租についてのこうした規定は, 相田洋「白蓮教の成立とその展開——中国民衆の変革思想の形成——」216~217頁(『中国民衆反乱の世界』1974年, 沢古書院)による。
- 24) 道光『州志』卷11・風俗志所引の「明万曆壬辰贛州府知府黃克纘県志序」。
- 25) 北村敬直『清代社会経済史研究』前掲第4章「魏氏三兄弟とその時代」113頁。
- 26) 北村前掲書112~113頁。
- 27) 『中国地名大辞典』湧頭山の項。
- 28) 註3)参照。
- 29) 北村前掲書第4章「魏氏三兄弟とその時代」。
- 30) 北村前掲書117頁。
- 31) 『同治贛州府志』卷32・武事。
- 32) 拙稿「1645年太倉州沙溪鎮における烏竜会の反乱について」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』1977年, 燐原書店)
- 33) こうした対比を最初に指摘したのは, 傅衣凌前掲論文である。筆者も「民衆反乱史研究の現状と課題—小林一美的所論に寄せて—」(『中国近現代史講座』第1巻, 1978年4月東京大学出版会刊行予定)において, このことに言及している。
- 34) この間の政治軍事情勢については, 道光『州志』卷十四・武事志による。
- 35) 謝國楨『南明史略』。
- 36) 北村前掲書133頁。
- 37) 北村前掲書133頁。
- 38) 北村前掲書133~134頁。
- 39) 北村前掲書140~141頁。
- 40) 魏礼の「白水」の理解は, 第2節で紹介した瑞金県の「白水」についての『道光瑞金県志』の理解とは異なる。

- 41) 註 9) 参照。
- 42) たとえば、『明史紀事本末』卷31・平浙閩盜、『嘉靖龍巖縣志』外志第七・考異など。